

○ 銀行法施行規則第十九条の二第二項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>五 連結レバレッジ比率 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十一号。以下「レバレッジ比率告示」という。）第二条に規定する連結レバレッジ比率をいう。</p> <p>六 単体レバレッジ比率 レバレッジ比率告示第五条に規定する単体レバレッジ比率をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>五 連結レバレッジ比率 自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。</p> <p>六 単体レバレッジ比率 自己資本比率告示第十四条に規定する単体自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める単体レバレッジ比率をいう。</p>

七 持株レバレッジ比率 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十二号。以下「持株レバレッジ比率告示」という。）第二条に規定する持株レバレッジ比率をいう。

八 Ⅱ T L A C規制対象銀行 銀行法第十四条の二の規定に基づき銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第八号。以下「銀行 T L A C告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象銀行をいう。

九 Ⅱ T L A C規制対象銀行持株会社 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であつて銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成三十一年金融庁告示第九号。以下「銀行持株会社 T L A C告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象銀行持株会社をいう。

2 前項に規定するもののほか、この告示において使用する用語は、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、レバレッジ比率告示、持株レバレッジ比率告示、銀行 T L A C告示及び銀行持株会社 T L A C告示において使用する用語の例による。

七 持株レバレッジ比率 持株自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める持株レバレッジ比率をいう。

「号を加える。」

「号を加える。」

2 前項に規定するもののほか、この告示において使用する用語は、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例による。

(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)

第二条 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号。以下「規則」という。)第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準の直近の二事業年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び単体レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。)とする。

「一〇五 略」

六 証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 自己資本比率告示第二百四十八条第一項第一号から第四号まで(自己資本比率告示第三百二条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

「ハ」ト 略」

「七」十 略」

十一 貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明(別紙様式第十三号により作成する

(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)

第二条 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号。以下「規則」という。)第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準の直近の二事業年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 「同上」

3 「同上」

「一〇五 同上」

六 「同上」

イ 「同上」

ロ 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで(自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

「ハ」ト 同上」

「七」十 同上」

十一 貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

ものとする。)

十二 「略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、この項の規定は、適用しない。

一 「略」

二|| リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。第十条及び第十二条において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十七条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。第十条及び第十二条において同じ。）が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ| 自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ| 自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ| 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本

十二 「同上」

4 「同上」

一 「同上」

二|| 次のイ又はロに掲げる銀行の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ| 標準的手法採用行 複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャーで、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの額

ロ| 内部格付手法採用行 信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十七条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。第十条及び第十二条において同じ。）が適用されるエクスポージャーの額

本比率告示第六十七条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ニ 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ 自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

5 「略」

「項を削る。」

6 第一項の単体レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

7 「略」

5 「同上」

6 規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（連結子法人等を有しない国際統一基準の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、第一項に定めるもののほか、単体レバレッジ比率に関する開示事項とする。

7 前項の単体レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 同上」

8 「同上」

(単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第三条 規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準の直近の二中間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この条及び第十一条において同じ。)に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び単体レバレッジ比率に関する開示事項とする。

〔2・3 略〕

4 前条第四項(第二号に係る部分に限る。)及び第五項の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第四項第二号中「いう」第十條及び第十二條において「同じ」とあるのは「いう」と、同条第五項中「別紙様式第二号」とあるのは「別紙様式第四号」と、「第三十面」とあるのは「第二十四面」と読み替えるものとする。

5 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の単体レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同項第二号中「前事業年度」とあるのは、「前中間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。)」と読み替えるものとする。

(単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第三条 規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準の直近の二中間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この条及び第十一条において同じ。)に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

〔2・3 同上〕

4 前条第四項(第二号に係る部分に限る。)及び第五項の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第四項第二号中「をいう」第十條及び第十二條において「同じ」とあるのは「をいう」と、同条第五項中「別紙様式第二号」とあるのは「別紙様式第四号」と、「第三十面」とあるのは「第二十四面」と読み替えるものとする。

5 前条第六項から第八項までの規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(連結子法人等を有しない国際統一基準の直近の二中間事業年度に係るものに限る。)について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第七項第二号中「前事業年度」とあるのは、「前中間事業年

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第四条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準の直近の二連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。)に係るものに限る。)並びに同号ニに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準に係る事項(TLAC規制対象銀行の直近の二連結会計年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定量的な開示事項、連結レバレッジ比率に関する開示事項及びTLACに関する開示事項とする。

2 [略]

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 [略]

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第四条第一項の」と、「次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第十号及び第

度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。)
」と読み替えるものとする。

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第四条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準の直近の二連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。)に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2 [同上]

3 [同上]

一 [同上]

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第四条第一項の」と、「次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第十号及び第

十一号に掲げる事項に限る。」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「銀行全体」とあるのは「連結グループ（自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第十四条各号」とあるのは「第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十三号」とあるのは「別紙様式第十四号」と読み替えるものとする。

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において

十一号に掲げる事項に限る。」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「銀行全体」とあるのは「連結グループ（自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第十四条各号」とあるのは「第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と読み替えるものとする。

4 「同上」

一 「同上」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において

て、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第二号中「いう。第十条及び第十二条において同じ」とあるのは「いう」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

〔5・6 略〕

7|| 第一項のT L A Cに関する開示事項は、次に掲げる事項とし、別紙様式第十五号により作成するものとする。

- 一 外部総損失吸収力及び資本再構築力の構成等に関する事項
- 二 内部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項
- 三 外部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項

（連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項）

第五条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準の直近の二中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第

て、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第二条第三項」と、同項第二号中「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

〔5・6 同上〕

「項を加える。」

（連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項）

第五条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準の直近の二中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第

八条、第十三条及び第十六条において同じ。）に係るものに限る。
（並びに同号二に規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準に係る事項（T L A C規制対象銀行の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項、連結レバレッジ比率に関する開示事項及びT L A Cに関する開示事項とする。

2 「略」

3 第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び前条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十三号」とあるのは「別紙様式第十四号」と、前条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

4 第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項並びに前条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定量的

八条、第十三条及び第十六条において同じ。）に係るものに限る。
（は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2 「同上」

3 第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び前条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項及び前条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第三項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、前条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

4 第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項並びに前条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定量的

な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第二号中「いう。第十条及び第十二条において同じ」とあるのは「いう」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第四号」と、前条第四項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5 「略」

6 前条第七項の規定は、第一項のT L A Cに関する開示事項について準用する。この場合において、同条第七項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

（銀行における四半期の開示事項）

第六条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

「一〇六 略」

七 単体レバレッジ比率の構成に関する事項

八 前四半期の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原

な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項並びに前条第四項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第二号中「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第四号」と、前条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5 「同上」

「項を加える。」

（銀行における四半期の開示事項）

第六条 「同上」

「一〇六 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

因（当該差異がある場合に限る。）

九 単体レバレッジ比率に関する事項

〔項を削る。〕

2

規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準行に係るものに限る。）及びTLACに関する事項（TLAC規制対象銀行に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

〔一〇十一 略〕

十二 銀行TLAC告示第二条に規定する外部TLAC比率に関する開示事項

十三 その他外部TLAC調達手段に関する契約内容の概要

十四 その他外部TLAC調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）

3

第一項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第十三号により、同項第三号並びに前項第

〔号を加える。〕

2

規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結子法人等を有しない国際統一基準行に係るものに限る。）は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項とする。

一 単体レバレッジ比率の構成に関する事項

二 前四半期の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

三 単体レバレッジ比率に関する事項

3

規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準行に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

〔一〇十一 同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

4

第一項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、第一項第三号及び前項第三号に掲げる事項は別紙様式第七号により、第一項第

三号及び第十三号に掲げる事項は別紙様式第七号により、第一項第五号及び前項第五号に掲げる事項は別紙様式第八号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準行に係る第一項第五号に掲げる事項にあつては、第一面に限る。）により、第一項第六号及び第九号に掲げる事項は別紙様式第九号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第三号により、前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第十四号により、同項第六号及び第十号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第八号に掲げる事項は別紙様式第六号により、それぞれ作成するものとする。

4|| 第一項第二号及び第二項第二号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

第七条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）並びに同号ニに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める

五号及び前項第五号に掲げる事項は別紙様式第八号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準行に係る第一項第五号に掲げる事項にあつては、第一面に限る。）により、第一項第六号及び第二項第三号に掲げる事項は別紙様式第九号により、第二項第一号に掲げる事項は別紙様式第三号により、前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、前項第六号及び第十号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第八号に掲げる事項は別紙様式第六号により、それぞれ作成するものとする。

5|| 第一項第二号及び第三項第二号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

第七条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項

事項のうち、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準に係る事項（TLAC規制対象銀行持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項、持株レバレッジ比率に関する開示事項及びTLACに関する開示事項とする。

2
〔略〕

3 第二項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 〔略〕

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第七条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「銀行全体」とあるのは「持株会社グループ（持株自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ロ中「自己資本比率告示第二百四十八条第一項第一号か

及び持株レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2
〔同上〕

3 〔同上〕

一 〔同上〕

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第七条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「銀行全体」とあるのは「持株会社グループ（持株自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ロ中「自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号か

ら第四号まで（自己資本比率告示第二百二条の二第二項」とあるのは「持株自己資本比率告示第二百二十六条第一項第一号から第四号まで（持株自己資本比率告示第二百八十条の二第二項」と、同号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引（当該持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該持株会社グループがその経営に参与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「自己資本比率告示第十四条各号」とあるのは「持株自己資本比率告示第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十三号」とあるのは「別紙様式第十四号」と読み替えるものとする。

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第二号中「

ら第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において」とあるのは「持株自己資本比率告示第二百二十七条第四項第三号から第六号まで（持株自己資本比率告示第二百三十二条第二項及び第二百八十条の四第一項において」と、同号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引（当該持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該持株会社グループがその経営に参与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「自己資本比率告示第十四条各号」とあるのは「持株自己資本比率告示第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と読み替えるものとする。

4 「同上」

一 「同上」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「

を算出する銀行にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

〔5・6 略〕

7|| 第一項のTLACに関する開示事項は、次に掲げる事項とし、別紙様式第十五号により作成するものとする。

- 一 外部総損失吸収力及び資本再構築力の構成等に関する事項
- 二 内部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項
- 三 外部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項

（銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項）

第八条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。）及び同号ニに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準に係る事項（TLAC規制対象銀行持株会社の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項、持株レバレッジ比率に関する開示事項及びTLACに関する開示事項とする。

〔5・6 同上〕

〔項を加える。〕

（銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項）

第八条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び持株レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2 「略」

3 第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び前条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、別紙様式第一号とあるのは「別紙様式第五号」と、別紙様式第十三号とあるのは「別紙様式第十四号」と、前条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

4 第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項並びに前条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第二号中「（自己資本比率告示第七十六条の五）とあるのは「（持株自己資本比率告示第五十四条の五）」と、「いう。第十条及び第十二条において同じ」とあるのは「いう」と、自己資本比率告示第六十七條」とあるのは「持株自己資本

2 「同上」

3 第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び前条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項及び前条第三項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、第二条第三項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、前条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

4 第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項並びに前条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項並びに前条第四項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、第二条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第二号中「銀行」とあるのは「銀行持株会社」と、同号口中「自己資本比率告示第六十七條」とあるのは「持株自己資本比率告示第四十五條」と、「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をい

本比率告示第四百四十五条」と、同号イ中「自己資本比率告示第七十六条の五第二項」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第二項」と、「自己資本比率告示第六十七条第二項」とあるのは「持株自己資本比率告示第四百四十五条第二項」と、同号ロ中「自己資本比率告示第七十六条の五第六項」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項」と、「自己資本比率告示第六十七条第七項」とあるのは「持株自己資本比率告示第四百四十五条第七項」と、同号ハ中「自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号」と、「自己資本比率告示第六十七条第十項第一号」とあるのは「持株自己資本比率告示第四百四十五条第十項第一号」と、同号ニ中「自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号」と、「自己資本比率告示第六十七条第十項第二号」とあるのは「持株自己資本比率告示第四百四十五条第十項第二号」と、同号ホ中「自己資本比率告示第七十六条の五第十項」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項」と、「自己資本比率告示第六十七条第十一項」とあるのは「持株自己資本比率告示第四百四十五条第十一項」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第四号」と、前条第四項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとす

う。」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第四号」と、前条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

る。

5 「略」

6 前条第七項の規定は、第一項のT L A Cに関する開示事項について準用する。この場合において、同条第七項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

（銀行持株会社における四半期の開示事項）

第九条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準持株会社に係るものに限る。）及びT L A Cに関する事項（T L A C規制対象銀行持株会社に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

「一〇十一 略」

十二 銀行持株会社T L A C告示第二条に規定する外部T L A C比率に関する開示事項

十三 その他外部T L A C調達手段に関する契約内容の概要

十四 その他外部T L A C調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）

2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第十四号により、同項第三号及び第十三号に掲げる事項は別紙様式第七号により、同項第五号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項第六号及び第十号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第八号に掲げる事項は別紙様式第六号により

5 「同上」

「項を加える。」

（銀行持株会社における四半期の開示事項）

第九条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準持株会社に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

「一〇十一 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第三号に掲げる事項は別紙様式第七号により、同項第五号に掲げる事項は別紙様式第八号により、前項第六号及び第十号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第八号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第十六号により、それぞれ作成するものとする。

(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)

第十条 「略」

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇五 略」

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 自己資本比率告示第二百四十八条第一項第一号から第四号まで(自己資本比率告示第二百二条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

「ハ〇ル 略」

「七〇十 略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)

第十条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇五 同上」

六 「同上」

イ 「同上」

ロ 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで(自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

「ハ〇ル 同上」

「七〇十 同上」

4 「同上」

一 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

-
- (1) 自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (2) 自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (3) 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (4) 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (5) 自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
-

「ニ」へ 略

「ニ」へ 同上

二 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ〕ホ 略

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第七十九条の五第二項第二号、第七十七条の二第二項第二号、第二百四十八条（自己資本比率告示第二百二十五条及び第二百二十七条において準用する場合に限る。）並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号（自己資本比率告示第二百二十五条及び第二百二十七条において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〔ト〕ヌ 略

〔三・四 略〕

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔(1)〜(8) 略〕

(9) 自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の

二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ〕ホ 同上

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第七十九条の五第二項第二号、第七十七条の二第二項第二号及び第二百四十七条第一項（自己資本比率告示第二百二十五条、第二百二十七条及び第三百三十六条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〔ト〕ヌ 同上

〔三・四 同上〕

五 〔同上〕

イ 〔同上〕

〔(1)〜(8) 同上〕

(9) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二

四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔10〕・〔11〕 略

ロ 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔1〕・〔2〕 略

(3) 自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 〔略〕

ハ 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔1〕・〔8〕 略

(9) 自己資本比率告示第三百二条の二第二項の規定において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) 〔略〕

ニ 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額

百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔10〕・〔11〕 同上

ロ 〔同上〕

〔1〕・〔2〕 同上

(3) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 〔同上〕

ハ 〔同上〕

(9) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) 〔同上〕

ニ 〔同上〕

の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔(1)～(3) 略〕

(4) 自己資本比率告示第三百二条の二第二項の規定において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔六・七 略〕

八 Ⅱ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ 自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第十項第一号に定めるリスク・ウェイト

〔(1)～(3) 同上〕

(4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔六・七 同上〕

八 Ⅱ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

トを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ニ 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ 自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

九 「略」

五 「略」

（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）

第十二条 「略」

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇六 略」

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 自己資本比率告示第二百四十八条第一項第一号から第四号ま

九 「同上」

五 「同上」

（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）

第十二条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇六 同上」

七 「同上」

イ 「同上」

ロ 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号ま

で（自己資本比率告示第三百二条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

「ハ〇ル 略」

「八〇十一 略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ) リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

(1) 自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

(2) 自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

(3) 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自

で（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

「ハ〇ル 同上」

「八〇十一 同上」

4 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ) 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

己資本比率告示第六十七条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

(4) 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

(5) 自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

〔二〇へ 略〕

三 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イホ 略〕

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第七十九条の五第二項第二号、第七十七条の二第二項第二号、第二百四十八条（自己資本比率告

〔二〇へ 同上〕

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イホ 同上〕

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第七十九条の五第二項第二号、第七十七条の二第二項第二号及び第二百四十七条第一項（自己資

示第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合に限る。
。）並びに第百四十八条の四第一項第一号及び第二号（自己資本比率告示第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〔トクヌ 略〕

〔四・五 略〕

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔1〕(8) 略〕

(9) 自己資本比率告示第百四十八条並びに第百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔10〕(11) 略〕

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔1〕(2) 略〕

(3) 自己資本比率告示第百四十八条並びに第百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセン

本比率告示第百二十五条、第百二十七条及び第百三十六条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〔トクヌ 同上〕

〔四・五 同上〕

六 〔同上〕

イ 〔同上〕

〔1〕(8) 同上〕

(9) 自己資本比率告示第百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔10〕(11) 同上〕

ロ 〔同上〕

〔1〕(2) 同上〕

(3) 自己資本比率告示第百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エ

トのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 「略」

ハ 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔(1)～(8) 略〕

(9) 自己資本比率告示第三百二条の二第二項の規定において読み替えて準用する第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) 「略」

ニ 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔(1)～(3) 略〕

(4) 自己資本比率告示第三百二条の二第二項の規定において読み替えて準用する第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔七・八 略〕

クスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 「同上」

ハ 「同上」

〔(1)～(8) 同上〕

(9) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) 「同上」

ニ 「同上」

〔(1)～(3) 同上〕

(4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔七・八 同上〕

九

リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ 自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ニ 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ 自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条

九

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

十 「略」

5 「略」

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第十五条 「略」

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇六 略」

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 持株自己資本比率告示第二百二十六条第一項第一号から第四号まで(持株自己資本比率告示第二百八十条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

「ハ〇ル 略」

「八〇十一 略」

4 第二項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算(持株自己資本比率告示第五

十 「同上」

5 「同上」

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第十五条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇六 同上」

七 「同上」

イ 「同上」

ロ 持株自己資本比率告示第二百二十七条第四項第三号から第六号まで(持株自己資本比率告示第二百三十二条第二項及び第二百八十条の四第一項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

「ハ〇ル 同上」

「八〇十一 同上」

4 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算(持株自己資本比率告示

十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを計算することをいう。次号及び第九号において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（持株自己資本比率告示第四百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。次号及び第九号において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

- (1) 持株自己資本比率告示第五十四条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第四百四十五条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (2) 持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第四百四十五条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (3) 持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第四百四十五条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (4) 持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第四百四十五条第十項第二号に定める

第四百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この項において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

リスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

(5) 持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

〔三〇へ 略〕

三 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イホ 略〕

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに持株自己資本比率告示第五十七条の五第二項第二号、第百五十五条の二第二項第二号、第二百二十六条（持株自己資本比率告示第百三条及び第百五条において準用する場合に限る。）並びに第二百二十六条の四第一項第一号及び第二号（持株自己資本比率告示第百三条及び第百五条において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〔トヌ 略〕

〔三〇へ 同上〕

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イホ 同上〕

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに持株自己資本比率告示第五十七条の五第二項第二号、第百五十五条の二第二項第二号及び第二百二十五条第一項（持株自己資本比率告示第百三条、第百五条及び第百十四条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〔トヌ 同上〕

〔四・五 略〕

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 持株会社グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔(1)～(8) 略〕

(9) 持株自己資本比率告示第二百二十六条並びに第二百二十六条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔(10)・(11) 略〕

ロ 持株会社グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔(1)・(2) 略〕

(3) 持株自己資本比率告示第二百二十六条並びに第二百二十六条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 〔略〕

ハ 持株会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔四・五 同上〕

六 〔同上〕

イ 〔同上〕

〔(1)～(8) 同上〕

(9) 持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔(10)・(11) 同上〕

ロ 〔同上〕

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 〔同上〕

ハ 〔同上〕

〔(1)～(8) 略〕

(9) 持株自己資本比率告示第二百八十条の二第二項の規定において読み替えて準用する第二百二十六条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) 〔略〕

ニ 持株会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔(1)～(3) 略〕

(4) 持株自己資本比率告示第二百八十条の二第二項の規定において読み替えて準用する第二百二十六条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔七・八 略〕

九 Ⅱ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ 持株自己資本比率告示第五十四条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第四百四十五条第二項の規定により信

〔(1)～(8) 同上〕

(9) 持株自己資本比率告示第二百八十条の五第二項において読み替えて準用する持株自己資本比率告示第二百二十五条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) 〔同上〕

ニ 〔同上〕

〔(1)～(3) 同上〕

(4) 持株自己資本比率告示第二百八十条の五第二項において読み替えて準用する持株自己資本比率告示第二百二十五条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔七・八 同上〕

九 Ⅱ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ 持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第四百四十五条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ 持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第四百四十五条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ニ 持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第四百四十五条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ 持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第四百四十五条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

十 [略]

5 [略]

(別紙様式第一号)

十 [同上]

5 [同上]

(別紙様式第一号)

[表 別紙2]

(1) 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の項には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のもがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（パーゼル銀行監督委員会により平成二十九年三月二十九日に公表された「開示要件（第3の柱）の統合及び強化―第2フェーズ」と題する文書のゾンブレートCGIにおける表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通株式等Tier1資本に係る調整項目

[a～c 略]

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第一号に掲げる額をいう。

[e・f 略]

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第一号に掲げる額をいう。

[表 別紙1]

(1) [同左]

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のもがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（パーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙二）における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) [同左]

[a～c 同左]

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第一号に掲げる額をいう。

[e・f 同左]

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第一号に掲げる額をいう。

[h・i 略]

[(3)・(4) 略]

(5) Tier2資本に係る調整項目

- a 「少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段のうち、ワークアウト・メイク目的保有TLACに該当しなくなったものの額」とは、自己資本比率告示第十九条第三項第二号及び第三号に掲げる額の合計額をいう。なお、この項は、自金融機関がTLAC規制対象銀行でない場合には、記載することを要しない（この場合には、当該項を削除することができる。）。また、ロ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

- b 「意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額」、「少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額」及び「その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額」の項につき、ロ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、その他外部TLAC関連調達手段の額に係る額は、計上することを要しない。

(6) [略]

(7) 自己資本比率及び資本バンプナー

- a 「最低単体資本バンプナー比率」から「単体資本バンプナー比率」までの項は、連結自己資本比率を算出する銀行、銀行若しくは銀行持株会社の連結子会社等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等にあつては、記載することを要しない（この場合には、当該項を削除することができる。）。

[h・i 同左]

[(3)・(4) 同左]

[加える。]

(5) [同左]

[加える。]

b 当期に係る別紙様式第九号の開示を行う場合には、項番64「最低単体資本・バツプラー比率」の項の比率は同様式の項番11「最低単体資本・バツプラー比率」の項の比率と、項番65「うち、資本保全バツプラー比率」の項の比率は同様式の項番8「資本保全バツプラー比率」の項の比率と、項番66「うち、カウンター・シクリカル・バツプラー比率」の項の比率は同様式の項番9「カウンター・シクリカル・バツプラー比率」の項の比率と、項番67「うち、G-SIB/D-SIBバツプラー比率」の項の比率は同様式の項番10「G-SIB/D-SIBバツプラー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

(8)調整項目に係る参考事項

a 「少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本等調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。

b 「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

[c・d 略]

(9) [略]

(10) [略]

[割る。]

(6) [同左]

a 「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。

b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

[c・d 同左]

(7) [同左]

(8) [同左]

(9)その他

この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示

(11)その他

- a ヘヤ欄には、この様式と別紙様式第十三号との対応関係を示すため、当該様式において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合は、記載することを要しない。）。
- b この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。
- c この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

[加える。]

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式の該当番号	イ	ロ		[略]
		リスク・アセット	当期末 前期末	
[略]				
8	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）			
9	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ペンデント方式）			
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）			
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）			

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式の該当番号	イ	ロ		[同左]
		リスク・アセット	当期末 前期末	
[同左]				
	複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー			
	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー			

10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオーカシング方式1250%）			
[略]				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー			
13	うち、 <u>内部格付手法</u> 適用方式又は内部評価方式適用分			
14	うち、 <u>外部格付</u> 適用方式適用分			
15	うち、 <u>標準的</u> 手法適用方式適用分 うち、1250%のリスク・ウェイト適用分			
[略]				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率報告示及び持株自己資本比率報告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~r 略]

§ 項番8「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率報告示第七十六条の五第二項又は持株自己資本比率報告示第五十四条の五第二項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率報告示第六十七條第二項又は持株自己資本比率報告示第四百

[同左]				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー			
13	うち、 <u>内部格付</u> 手法における外部格付適用方式又は内部評価方式適用分			
14	うち、 <u>内部格付</u> 手法における指定関係方式適用分			
15	うち、 <u>標準的</u> 手法適用方式適用分 うち、1250%のリスク・ウェイト適用分			
[同左]				

(注)

[同左]

[a~r 同左]

§ 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準的手法採用行にあっては、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

十五條第二項の規定を適用するエクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

Ⓙ 項番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ペンデント方式）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六條の五第六項又は持株自己資本比率告示第五十四條の五第六項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七條第七項又は持株自己資本比率告示第四百四十五條第七項の規定を適用するエクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

Ⓚ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六條の五第九項第一号又は持株自己資本比率告示第五十四條の五第九項第一号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七條第十項第一号又は持株自己資本比率告示第四百四十五條第十項第一号の規定を適用するエクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

Ⓛ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六條の五第九

Ⓙ 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスボージャー」の項には、自己資本比率告示第六十七條又は持株自己資本比率告示第四百四十五條に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

【加える。】

【加える。】

項第二号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百六十七条第十項第二号又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄に記載することを要しない。

㉔ 項番10「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオールバック方式1250%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第十項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百六十七条第十項又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄に記載することを要しない。

㉕ [略]

㉖ [略]

㉗ [略]

㉘ [略]

㉙ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致

[加える。]

㉚ [同左]

㉛ [同左]

㉜ [同左]

㉝ [同左]

㉞ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・

する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法適用方式又は内部評価方式適用分」の項ヘ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法適用方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項ヘ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付適用方式適用分」の項ヘ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「外部格付適用方式により算出した信用リスク・アセット」の項ヘ欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付適用方式適用分」の項ヘ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「外部格付適用方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項ヘ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用方式適用分」の項ヘ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法適用方式により算出した信用リスク・アセット」の項ヘ欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー

アセット」の項ヘ欄の合計額と一致する。

z 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付適用方式又は内部評価方式適用分」の項ヘ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法における外部格付適用方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項ヘ欄の合計額と一致する。

aa 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ヘ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項ヘ欄の合計額と一致する。

bb 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ヘ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項ヘ欄の合計額と一致する。

cc 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用方式適用分」の項ヘ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項ヘ欄の合計額と一致する。

dd 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー

うち、標準的手法進捗方式適用分」の項へ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊦ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項へ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項へ欄の合計額と一致する。

㊧ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項へ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の合計額と一致する。

㊨ [略]
㊩ [略]
㊪ [略]
㊫ [略]
㊬ [略]

うち、標準的手法適用分」の項へ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の合計額と一致する。

㊰ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項へ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項へ欄の合計額と一致する。

㊱ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項へ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の合計額と一致する。

㊲ [同左]
㊳ [同左]
㊴ [同左]
㊵ [同左]
㊶ [同左]

90	[略]	11	[同左]
92	[略]	11	[同左]
94	[略]	11	[同左]
97	[略]	90	[同左]
98	[略]	92	[同左]
11	項番8から項番10までの項及び項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前期末 」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番10と項番11との間に「複数の資 産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」及び「信用リスク・アセットのみなし計 算が適用されるエクスポージャー」との名称の項を、項番15と「信用リスク・アセット の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェィ ト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エ クススポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用 分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー う ち、内部格付手法における指定関数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算 出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」との名称の項 を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと。） 。この場合においては、 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充 実の状況が適当かどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十 一年金融庁告示第七号）第六条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一 項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定め る事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前期末」の記載は 、なお従前の例によること（なお、イ欄及びヘ欄は、記載することを要しない。）。	11	[加える。]

<p>(第二面) 【略】 (第三面)</p>	<p>(第二面) 【同左】 (第三面)</p>
<p>【表略】 (注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p>	<p>【同左】 (注)</p> <p>【同左】</p>
<p>a 項番 1 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項ロ欄からホ欄までには、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ハ欄からヘ欄までの対応する項目の額を記載すること。また、項番 1 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項イ欄には、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ロ欄からト欄の額を控除した額を記載すること。</p> <p>【b～g 略】 (第四面)</p>	<p>a 項番 1 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項ロ欄からホ欄までには、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ハ欄からヘ欄までの対応する項目の額を記載すること。また、項番 1 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項イ欄には、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ロ欄からト欄までの額を控除した額を記載すること。</p> <p>【b～g 同左】 (第四面)</p>
<p>【表略】 (注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リース・ウェイトのみなし計算 (自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリース・ウェイトを算出することをいう。)</u> 及び信用リスク・アセットのみなし計算 (自己資本比率告示第六十七条の規定又は特殊自己資本比率告示第百四</p>	<p>【同左】 (注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>種数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー (リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。)</u> 並びに信用リスク・アセットのみなし計算 (自己資本比率告示第六十七条の規定又は特殊自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を</p>

<p>十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>【a～p 略】</p> <p>(第五面)</p> <p>【表略】</p> <p>(注)</p>	<p>計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>【a～p 同左】</p> <p>(第五面)</p> <p>【同左】</p> <p>(注)</p>
<p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リスク</u>・<u>ウエイトのみなし計算</u>（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。）及び<u>信用リスク・アセットのみなし計算</u>（自己資本比率告示第四百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第四百十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>【a～i 略】</p> <p>(第六面)</p> <p>【表略】</p> <p>(注)</p>	<p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー</u>（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに<u>信用リスク・アセットのみなし計算</u>（自己資本比率告示第四百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第四百五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>【a～i 同左】</p> <p>(第六面)</p> <p>【同左】</p> <p>(注)</p>
<p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リスク</u>・<u>ウエイトのみなし計算</u>（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示</p>	<p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー</u>（リスク・ウエイトを直接に判定することがで</p>

<p><u>第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出するをいう。)</u>及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a~m 略]</p> <p>(第七面)</p>	<p><u>きないものをいう。)</u>並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a~m 同左]</p> <p>(第七面)</p>
<p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)</u>に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a~gg 略]</p> <p>(第八面)</p>	<p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。)</u>に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a~gg 同左]</p> <p>(第八面)</p>
<p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告</u></p>	<p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウェイトを直接に判定することが</u></p>

第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a～z 略]

〔(第九面)～(第十三面) 略〕
(第十四面)

(単位：百万円)

CCR 1：手法別のカウンターパーティー信用リスク・エクスポージャー額						
項番	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
[略]	RC	PFE	実効PFE	規制上の エクスポ ージャー の算定に 使用され る α	信用リス ク削減手 法適用後 のエク スポー ジャ	リスク・ アセット の額

〔(注) 略〕

〔(第十五面)～(第二十一面) 略〕
(第二十二面)

〔表略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

できないものをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a～z 同左]

〔(第九面)～(第十三面) 同左〕
(第十四面)

(単位：百万円)

CCR 1：手法別のカウンターパーティー信用リスク・エクスポージャー額						
項番	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
[同左]	再構築コ スト	アドオン	実効PFE	規制上の エクスポ ージャー の算定に 使用され る α	信用リス ク削減手 法適用後 のエク スポー ジャ	リスク・ アセット の額

〔(注) 同左〕

〔(第十五面)～(第二十一面) 同左〕
(第二十二面)

〔同左〕

(注)

〔同左〕

- a [略]
- b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十八号イ又は持株自己資本比率告示第一条第六十八号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。
- ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。
- d 三欄には、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十八号ロ又は持株自己資本比率告示第一条第六十八号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信

- a [同左]
- b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十八号イ又は持株自己資本比率告示第一条第六十八号イに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八条第一項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十六条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。
- ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八条第一項第六号、第七号若しくは第二項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十六条第一項第六号、第七号若しくは第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。
- d 三欄から一欄までには、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十八号ロ又は持株自己資本比率告示第一条第六十八号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信

用供与に係るエクスポージャーを含む。)の額を記載すること。ただし、自己資本比率
告示第二百四十七条第一項各号又は持株自己資本比率告示第二十五条第一項各号に
掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含ま
れている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率
告示第二十五条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。)には、
当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

。ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化
エクスポージャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性
補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。)の合計額を記載すること。ただ
し、自己資本比率告示第二百四十七条第一項第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号
又は持株自己資本比率告示第二十五条第一項第六号、第八号、第九号若しくは第二項
各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が
含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比
率告示第二十五条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。)には、
当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 略]

h ホ欄又は本欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法(自己資本比率告
示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削
減手法をいう。以下このhにおいて同じ。)の効果を勘案した後のエクスポージャーの額
を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバテ
イブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したとき
には、当該売却分のプロテクションの額は本欄に計上すること。

用供与に係るエクスポージャーを含む。)の額を記載すること。

。ホ欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー(信用リスク削減手法の効
果を勘案した後のものとする。)の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第
二百四十八条第一項第六号、第七号若しくは第二項各号又は持株自己資本比率告示第二
十六条第一項第六号、第七号若しくは第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない
場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 同左]

h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリ
バテイブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案
した後のエクスポージャーの額を本欄又はホ欄に計上すること。また、自金融機関が当
該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額は本欄に計上す
ること。

[i~] 略

(第二十三面)

【表略】

a [略]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十八号イ又は持株自己資本比率告示第一条第六十八号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第二項第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄には、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十八号ロ又は持株自

[i~] 同左

(第二十三面)

【同左】

a [同左]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十八号イ又は持株自己資本比率告示第一条第六十八号イに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八条第一項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十六条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八条第一項第六号、第七号若しくは第二項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十六条第一項第六号、第七号若しくは第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄から一欄までには、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十八号

己資本比率告示第一条第六十八号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。)として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。)の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。)の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 略]

h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法(自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減

ロ又は持株自己資本比率告示第一条第六十八号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。)として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。)の額を記載すること。

e ホ欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー(信用リスク削減手法の効果を勘案した後のものとする。)の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八条第六号、第七号若しくは第二項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十六条第六号、第七号若しくは第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 同左]

h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案

減手法をいう。以下このHにおいて同じ。)の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額は子欄に計上すること。

[i~] 略]

(第二十四面)

(単位：百万円)

SBC 3:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本 (自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合)		イ	【略】
項目			
【略】			
エクスポージャーの額 (算出方法別)			
6	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		
7	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャー		
8	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー		

した後のエクスポージャーの額を右欄又は赤欄に計上すること。また、自金融機関が当該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額は子欄に計上すること。

[i~] 同左]

(第二十四面)

(単位：百万円)

SBC 3:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本 (自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合)		イ	【同左】
項目			
【同左】			
エクスポージャーの額 (算出方法別)			
6	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		
7	内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャー		
8	標準的手法が適用される証券化エクスポージャー		

	ジャー	
	信用リスク・アセットの額 (算出方法の別)	
10	<u>内部格付手法</u> <u>準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
11	<u>外部格付準拠方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
12	<u>標準的手法</u> <u>準拠方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
13	<u>1250%のリスク・ウェイト</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	<u>内部格付手法</u> <u>準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	<u>外部格付準拠方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	<u>標準的手法</u> <u>準拠方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

	<u>己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイト</u> が適用される証券化エクスポージャー	
	信用リスク・アセットの額 (算出方法の別)	
10	<u>内部格付手法</u> における <u>外部格付準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
11	<u>内部格付手法</u> における <u>指定関数方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
12	<u>標準的手法</u> により算出した信用リスク・アセット	
13	<u>己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定</u> 又は <u>持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定</u> により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	<u>内部格付手法</u> における <u>外部格付準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	<u>内部格付手法</u> における <u>指定関数方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	<u>標準的手法</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

17	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
----	--	--	--

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 略]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (自己資本比率告示第二百六十七条又は持株自己資本比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額) を記載すること。

e 「所要自己資本の額 (算出方法別)」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額 (自己資本比率告示第二百六十七条又は持株自己資本比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百四十八条の二第二項又は持株自己資本比率告示第二百二十六条の二第二項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額) を記載すること。

f 項番9 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番13「

17	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百五十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
----	---	--	--

(注)

[同左]

[a～c 同左]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (自己資本比率告示第二百五十二条第一項 (自己資本比率告示第二百七十条第一項において準用する場合を含む。)) 又は持株自己資本比率告示第二百三十条第一項 (持株自己資本比率告示第二百四十八条第一項において準用する場合を含む。)) に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額) を記載すること。

e 「所要自己資本の額 (算出方法別)」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額 (自己資本比率告示第二百五十二条第一項 (自己資本比率告示第二百七十条第一項において準用する場合を含む。)) 又は持株自己資本比率告示第二百三十条第一項 (持株自己資本比率告示第二百四十八条第一項において準用する場合を含む。)) に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限及び自己資本比率告示第二百五十五条第一項又は持株自己資本比率告示第二百三十三条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額) を記載すること。

[加える。]

1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウェイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。

g 項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

h 項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

i 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

j 項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適

用される外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

g 項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

h 項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

i 項番13「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は特殊自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポ

用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

㊦ 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㊧ 項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㊨ 項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

ジャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番13「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百五条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

㊩ 項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㊪ 項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㊫ 項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額と一致する。

① 項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

② [略]
③ [略]

(第二十五面)

(単位：百万円)

SBC 4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）

項番	イ	合計	[略]
[略]			
	エクスポージャーの額（算出方法別）		
6	内部格付手法連拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		

① 項番17「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番17「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

② [同左]
③ [同左]

(第二十五面)

(単位：百万円)

SBC 4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）

項番	イ	合計	[同左]
[同左]			
	エクスポージャーの額（算出方法別）		
6	内部格付手法における外部格付連拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		

7	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャー	
8	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー	
9	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	
	信用リスク・アセットの額 (算出方法の別)	
10	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット	
11	外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット	
12	標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット	
13	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

7	内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャー	
8	標準的手法が適用される証券化エクスポージャー	
9	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は特株自己資本比率告示第二百五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	
	信用リスク・アセットの額 (算出方法の別)	
10	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット	
11	内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット	
12	標準的手法により算出した信用リスク・アセット	
13	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は特株自己資本比率告示第二百五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

15	外部格付 <u>準拠方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
16	<u>標準的手法準拠方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
17	<u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 略]

d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百六十七条又は持株自己資本比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額）を記載すること。

e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百六十七条又は持株自己資本比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百四十八条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二百二十六条の二第一項

15	内部格付手法における <u>指定関数方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
16	<u>標準的手法</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
17	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		

(注)

[同左]

[a～c 同左]

d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百五十二条第一項（自己資本比率告示第二百七十条第一項において準用する場合を含む。）又は持株自己資本比率告示第二百三十条第一項（持株自己資本比率告示第二百四十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額）を記載すること。

e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百五十二条第一項（自己資本比率告示第二百七十条第一項において準用する場合を含む。）又は持株自己資本比率告示第二百三十条第一項（持株自己資本比率告示第二百四十八条第一項において準用

に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額)を記載すること。

Ⓔ 項番9 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番13 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウエイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。

Ⓕ 項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓖ 項番11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓗ 項番12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ

する場合を含む。)に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限及び自己資本比率告示第二百五十五条第一項又は持株自己資本比率告示第二百三十三条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額)を記載すること。

[加える。]

Ⓔ 項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓖ 項番11 「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番11 「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓗ 項番12 「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番12 「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は

欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓧ 項番14「内部格付手法適用方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番14「内部格付手法適用方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法適用方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓨ 項番15「外部格付適用方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番15「外部格付適用方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付適用方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓩ 項番16「標準的手法適用方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本

、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番13「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番13「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓧ 項番14「内部格付手法における外部格付適用方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番14「内部格付手法における外部格付適用方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付適用方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓨ 項番15「内部格付手法における指定開数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番15「内部格付手法における指定開数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定開数方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓩ 項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ

」の項イ欄の額及び第二十四面の項番16「標準的手法準拠方式」が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉒ 項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉓ [略]

㉔ [略]

【(第二十六面)～(第三十二面) 略】

欄の額及び第二十四面の項番16「標準的手法」が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉒ 項番17「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番17「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉓ [同左]

㉔ [同左]

【(第二十六面)～(第三十二面) 同左】

(別紙様式第三号)

(単位：百万円、%)

国際様式(表2)の該当番号	国際様式(表1)の該当番号	項目	当期末	前期末
[略]				
デリバティブ取引等に関する額 (2)				
4		デリバティブ取引等に関するRCの額に1.4を乗じた額		
5		デリバティブ取引等に関するPFEの額に1.4を乗じた額		
6		貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額		
[略]				

(注)

(1) オン・バランス資産の額

2 「貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額(△)」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ

(別紙様式第三号)

(単位：百万円、%)

国際様式(表2)の該当番号	国際様式(表1)の該当番号	項目	当期末	前期末
[同左]				
デリバティブ取引等に関する額 (2)				
4		デリバティブ取引等に関する再構築コストの額		
5		デリバティブ取引等に関するアドオンの額		
6		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額 貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額		
[同左]				

(注)

a 「国際様式の該当番号」とは、パーセル銀行監督委員会により平成二十六年一月十二日に公表されたレバレッジ比率の枠組みと開示要件と題する文書の表1及び表2に記載された番号をいう。

ジ比率告示第七条第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載すること。

- b レバレッジ比率告示附則第五条の規定により、旧計算告示（レバレッジ比率告示附則第四条第一項に規定する旧計算告示をいう。以下この様式において同じ。）第十四条及び第十五条の規定によってオン・バランス資産の額及びデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額（△）」の項には、旧計算告示第十四条第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載すること。

- c 「Tier1 資本に係る調整項目の額（△）」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第七条第四号及び第五号に掲げる額の合計額を記載すること。

(2) デリバティブ取引等に関する額

- a 「デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額をいう。

- b レバレッジ比率告示附則第五条の規定により、旧計算告示第十五条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 4 と項番 5 との間に「デリバティブ取引等に関する再構築コストの額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、同条第二項第一号に掲げる合計額を記載すること。

- c 「デリバティブ取引等に関する PPE の額に 1.4 を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第八条第一項第二号に掲げる合計額をいう。

- d レバレッジ比率告示附則第五条の規定により、旧計算告示第十五条の規定によつ

- b 単体レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

- c 本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間事業年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

- d 本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「－」を記載すること。

でデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 5 と項番 6 との間に「デリバティブ取引等に関するアドオンの額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、同条第二項第二号に掲げる合計額を記載すること。

e レバレッジ比率告示附則第五条の規定により、旧計算告示第十五条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 5 と項番 6 との間に「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、同条第一項第二号に掲げる合計額（g の額を除く。）を記載すること。

f 「貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて適用するレバレッジ比率告示第六条第二項における、デリバティブ取引等により生ずる債務の額と相殺された当該デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額を記載すること。

g レバレッジ比率告示附則第五条の規定により、旧計算告示第十五条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 6 と項番 7 との間に「貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、同条第十一項における、デリバティブ取引等により生ずる債務の額と相殺された当該デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額を記載すること。

h 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額（Δ）」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において適用するレ

レバレッジ比率告示第八条第三項における、*CVM_t*の額を記載すること。

イ レバレッジ比率告示附則第五条の規定により旧計算告示第十五条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額(Δ)」の項には、同条第十二項における、デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額から控除した変動証拠金の額を記載すること。

ロ 「クレジット・デリバティブのフロッテクシヨンを提供した場合における調整後想定元本の額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第八条第一項第三号に掲げる合計額(同条第八項の規定によりフロッテクシヨンを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除する前の額)をいう。

ハ レバレッジ比率告示附則第五条の規定により、旧計算告示第十五条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「クレジット・デリバティブのフロッテクシヨンを提供した場合における調整後想定元本の額」の項には、同条第三項第三号に掲げる合計額(同条第九項の規定によりフロッテクシヨンを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除する前の額)を記載すること。

ニ 「クレジット・デリバティブのフロッテクシヨンを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額(Δ)」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第八条第八項の規定により、銀行がフロッテクシヨンを提供したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除した当該銀行がフロッテクシヨンを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額の合計額を記載すること。

ヘ レバレッジ比率告示附則第五条の規定により、旧計算告示第十五条の規定によつ

でデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「クレジット・デリバティブのブローカーションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額(△)」の項には、同条第九項の規定により、銀行がブローカーションを提供したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除した、当該銀行がブローカーションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額の合計額を記載すること。

(3) レポ取引等に関する額

a 「レポ取引等に関する資産の額」とは、レバレッジ比率報告第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率報告第九条第一号に掲げる合計額(同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額)をいう。

b 「レポ取引等に関する資産の額から控除した額(△)」の項には、レバレッジ比率報告第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率報告第九条第二項の規定により、現金の受取債権の額から控除した現金の支払債務の額を記載すること。

c 「レポ取引等に関するカウンターパーティー・リスクのエクスポージャーの額」とは、レバレッジ比率報告第五条第一項において準用するレバレッジ比率報告第九条第一項第二号に掲げる合計額をいう。

(4) オフ・バランス取引に関する額

a 「オフ・バランス取引の想定元本の額」の項には、レバレッジ比率報告第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率報告第十条第二項におけるオフ・バランス取引に係る想定元本の額(科目を乗じる前の額)、同条第三項におけるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額(科目を乗じる前の額)及び同条第四項におけるオフ・バランス取引の証券化エクスポージャーの各目額(科目を乗じる前の額)の合計額を記載すること。

b 「オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額(△)」の項

には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第十条第二項、第三項又は第四項の規定によりエクスジョーヤーの額を算出するに当たり、オフ・バランス取引に係る想定元本の額又は各目額から控除した額の合計額を記載すること。

(5) 単体レバレッジ比率

a 「資本の額」とは、自己資本比率告示第十四条第二号の算式に規定する Tier1 資本の額をいう。

b 単体レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

(6) その他

a 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成二十六年一月十二日に公表された「レバレッジ比率の枠組みと開示要件」と題する文書の表1及び表2に記載された番号をいう。

b この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間事業年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。

c この様式に定める各項目につき、金融機関で該当する額がない場合は、行を削除せず、「ー」を記載すること。

(別紙様式第四号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式の該当番号	イ	ロ		【略】
		リスク・アセット		
		当中間 期末	前中間 期末	
【略】				
8	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）			
9	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ボンゾート方式）			
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）			
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）			

(別紙様式第四号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式の該当番号	イ	ロ		【同左】
		リスク・アセット		
		当中間 期末	前中間 期末	
【同左】				
	複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー			
	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー			

10	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオーミュラ方式1250%）			
[略]				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー			
13	うち、 <u>内部格付手法</u> 適用方式又は内部評価方式適用分			
14	うち、 <u>外部格付</u> 適用方式適用分			
15	うち、 <u>標準的</u> 手法適用方式適用分 うち、1250%のリスク・ウエイト適用分			
[略]				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率報告示及び持株自己資本比率報告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~r 略]

§ 項番8「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率報告示第七十六条の五第二項又は持株自己資本比率報告示第五十四条の五第二項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率報告示第六十七條第二項又は持株自己資本比率報告示第四百

[同左]				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー			
13	うち、 <u>内部格付</u> 手法における外部格付適用方式又は内部評価方式適用分			
14	うち、 <u>内部格付</u> 手法における指定関係方式適用分			
15	うち、 <u>標準的</u> 手法適用方式適用分 うち、1250%のリスク・ウエイト適用分			
[同左]				

(注)

[同左]

[a~r 同左]

§ 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準的手法採用行にあっては、リスク・ウエイトを直接に判定することができるもの信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

十五條第二項の規定を適用するエクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊦ 項番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ペンデント方式）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六條の五第六項又は持株自己資本比率告示第五十四條の五第六項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七條第七項又は持株自己資本比率告示第四百四十五條第七項の規定を適用するエクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊧ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六條の五第九項第一号又は持株自己資本比率告示第五十四條の五第九項第一号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七條第十項第一号又は持株自己資本比率告示第四百四十五條第十項第一号の規定を適用するエクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊨ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六條の五第九

㊦ 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスボージャー」の項には、自己資本比率告示第六十七條又は持株自己資本比率告示第四百四十五條に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

【加える。】

【加える。】

項第二号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百六十七条第十項第二号又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄に記載することを要しない。

㉔ 項番10「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオールバック方式1250%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第十項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第百六十七条第十項又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄に記載することを要しない。

㉕ [略]

㉖ [略]

㉗ [略]

㉘ [略]

㉙ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法進拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法進拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致

[加える。]

㉚ [同左]

㉛ [同左]

㉜ [同左]

㉝ [同左]

㉞ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付進拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法における外部格付進拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・

する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ヘ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項ヘ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ヘ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項ヘ欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ヘ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項ヘ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ヘ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項ヘ欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー

アセット」の項ヘ欄の合計額と一致する。

z 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ヘ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項ヘ欄の合計額と一致する。

aa 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ヘ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項ヘ欄の合計額と一致する。

bb 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ヘ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項ヘ欄の合計額と一致する。

cc 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項ヘ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項ヘ欄の合計額と一致する。

dd 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー

うち、標準的手法進地方式適用分」の項へ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法進地方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄に記載することを要しない。

㊦ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項へ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項へ欄の合計額と一致する。

㊧ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項へ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の合計額と一致する。

㊨ [略]
㊩ [略]
㊪ [略]
㊫ [略]
㊬ [略]

うち、標準的手法適用分」の項へ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の合計額と一致する。

㊰ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項へ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項へ欄の合計額と一致する。

㊱ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項へ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の合計額と一致する。

㊲ [同左]
㊳ [同左]
㊴ [同左]
㊵ [同左]
㊶ [同左]

90	[略]
92	[略]
94	[略]
95	[略]
98	[略]
100	項番8から項番10までの項及び項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番10と項番11との間に「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」及び「信用リスク・アセットのみならず計算が適用されるエクスポージャー」との名称の項を、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと）。この場合においては、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁告示第七号）第六条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前中間期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は、記載することを要しな

11	[同左]
111	[同左]
111	[同左]
90	[同左]
92	[同左]
	[加える。]

<p>い。)。</p> <p>(第二面)</p> <p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リース</u>・<u>ウエイトのみなし計算</u>（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウエイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百六十七条の規定又は特殊自己資本比率告示第四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a~p 略]</p> <p>(第三面)</p> <p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リース</u>・<u>ウエイトのみなし計算</u>（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウエイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百六十七条の規定又は特殊自己資本比率告示第四百</p>	
<p>(第二面)</p> <p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー</u>（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百六十七条の規定又は特殊自己資本比率告示第四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a~p 同左]</p> <p>(第三面)</p> <p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー</u>（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百六十七条の規定又は特殊自己資本比率告示第四百五</p>	

<p>十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>【a～i 略】</p> <p>(第四面)</p>	<p>計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>【a～i 同左】</p> <p>(第四面)</p>
<p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リース</u>・<u>ウエイトのみなし計算</u> (自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。)及び<u>信用リスク・アセットのみなし計算</u> (自己資本比率告示第六十七条の規定又は特殊自己資本比率告示第四百十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>【a～m 略】</p> <p>(第五面)</p>	<p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー</u> (リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。)並びに<u>信用リスク・アセットのみなし計算</u> (自己資本比率告示第六十七条の規定又は特殊自己資本比率告示第四百五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>【a～m 同左】</p> <p>(第五面)</p>
<p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>リスク・ウエイトのみなし計算</u> (自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は特殊自己資本比率告示</p>	<p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー</u> (リスク・ウエイトを直接に判定することが</p>

<p>示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。</p>	<p>できないものをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。</p>
<p>[a～gg 略]</p>	<p>[a～gg 同左]</p>
<p>(第六面)</p>	<p>(第六面)</p>
<p>〔表略〕</p>	<p>〔同左〕</p>
<p>(注)</p>	<p>(注)</p>
<p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p>	<p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p>
<p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）</u>に係る信用リスクは対象外とする。</p>	<p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）</u>に係る信用リスクは対象外とする。</p>
<p>[a～z 略]</p>	<p>[a～z 同左]</p>
<p>〔（第七面）～（第九面） 略〕</p>	<p>〔（第七面）～（第九面） 同左〕</p>
<p>(第十面)</p>	<p>(第十面)</p>
<p>(単位：百万円)</p>	<p>(単位：百万円)</p>

CCR 1：手法別のカウンターパーティー信用リスク・エクスポージャー額						
項番	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	RC	PPE	実効PPE	規制上の エクスポ ージャー の算定に 使用され る ^α	信用リス ク削減手 法適用後 のエクス ポージャ ー	リスク・ アセット の額
【略】						

【(注) 略】

【(第十一面)～(第十六面) 略】

(第十七面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 【略】

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十八号イ又は持株自己資本比率告示第一条第六十八号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（

CCR 1：手法別のカウンターパーティー信用リスク・エクスポージャー額						
項番	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	再構築コ スト	アドオン	実効PPE	規制上の エクスポ ージャー の算定に 使用され る ^α	信用リス ク削減手 法適用後 のエクス ポージャ ー	リスク・ アセット の額
【同左】						

【(注) 同左】

【(第十一面)～(第十六面) 同左】

(第十七面)

【同左】

(注)

【同左】

a 【同左】

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十八号イ又は持株自己資本比率告示第一条第六十八号イに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八条第一項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十六条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引につ

証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率告示第二二十五条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

。ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率告示第二二十五条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄には、自金融機関がスポンサー(自己資本比率告示第一条第六十八号ロ又は持株自己資本比率告示第一条第六十八号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。)として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。)の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号又は持株自己資本比率告示第二二十五条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率告示第二二十五条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

いはは原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

。ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー(信用リスク削減手法(自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。))の効果を勘察した後のものとする。)の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八条第一項第六号、第七号若しくは第二項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十六条第一項第六号、第七号若しくは第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄からへ欄までには、自金融機関がスポンサー(自己資本比率告示第一条第六十八号ロ又は持株自己資本比率告示第一条第六十八号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。)として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。)の額を記載すること。

e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 略]

h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。

[i～1 略]

(第十八面)

【表略】

a [略]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十八号イ又は持株自己資本比率告示第一条第六十八号イに掲げる事項に該当する者）をいう。以下この面に

e ホ欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八条第一項第六号、第七号若しくは第二項各号又は持株自己資本比率告示第二百二十六条第一項第六号、第七号若しくは第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 同左]

h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案した後のエクスポージャーの額をロ欄又はホ欄に計上すること。また、自金融機関が当該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。

[i～1 同左]

(第十八面)

【同左】

a [同左]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十八号イ又は持株自己資本比率告示第一条第六十八号イに掲げる場合）をいう。以下この面において同じ。

おいて同じ。)として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号又は持株自己資本比率告示第二百五十一条各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率告示第二百五十一条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

。ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号又は持株自己資本比率告示第二百五十一条第一項第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率告示第二百五十一条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄には、自金融機関がスポンサー(自己資本比率告示第一条第六十八号ロ又は持株自己資本比率告示第一条第六十八号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。)として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。)の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号又は持株自己資本比率告示第二百五十一条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資

)として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八条第一項各号又は持株自己資本比率告示第二十六条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

。ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー(信用リスク削減手法(自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。)の効果を勘察した後のものとする。)の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八条第一項第六号、第七号若しくは第二項各号又は持株自己資本比率告示第二十六条第一項第六号、第七号若しくは第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄からへ欄までには、自金融機関がスポンサー(自己資本比率告示第一条第六十八号ロ又は持株自己資本比率告示第一条第六十八号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。)として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。)の額を記載すること。

本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率告示第二百五条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないうときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号又は持株自己資本比率告示第二百五条第一項第六号、第八号、第九号若しくは第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号又は持株自己資本比率告示第二百五条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないうときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 略]

h ロ欄又は本欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額は本欄に計上すること。

[i～] 略]

e ホ欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八条第一項第六号、第七号若しくは第二項各号又は持株自己資本比率告示第二十六条第一項第六号、第七号若しくは第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 同左]

h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案した後のエクスポージャーの額をロ欄又は本欄に計上すること。また、自金融機関が当該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額は本欄に計上すること。

[i～] 同左]

(第十九面)

(単位：百万円)

SEC3:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する 所要自己資本 (自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合)		
項番		イ
		合計
【略】		
	エクスポージャーの額 (算出方法別)	
6	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー	
7	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャー	
8	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー	
9	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	
	信用リスク・アセットの額 (算出方法の別)	
10	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット	
11	外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット	

(第十九面)

(単位：百万円)

SEC3:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する 所要自己資本 (自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合)		
項番		イ
		合計
【同左】		
	エクスポージャーの額 (算出方法別)	
6	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー	
7	内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャー	
8	標準的手法が適用される証券化エクスポージャー	
9	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	
	信用リスク・アセットの額 (算出方法の別)	
10	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット	
11	内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット	

12	標準的手法 <u>準備方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
13	<u>1250%</u> のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	<u>内部格付手法準備方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー</u> に係る所要自己資本	
15	<u>外部格付準備方式が適用される証券化エクスポージャー</u> に係る所要自己資本	
16	<u>標準的手法準備方式が適用される証券化エクスポージャー</u> に係る所要自己資本	
17	<u>1250%</u> のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率報告書及び持株自己資本比率報告書において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 略]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に並び、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (自己資本比率報告書第二百

12	標準的手法により算出した信用リスク・アセット	
13	自己資本比率報告書 <u>第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率報告書<u>第二百五条第一項の規定</u>により<u>1250%</u>のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット</u>	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	<u>内部格付手法における外部格付準備方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー</u> に係る所要自己資本	
15	<u>内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャー</u> に係る所要自己資本	
16	<u>標準的手法が適用される証券化エクスポージャー</u> に係る所要自己資本	
17	自己資本比率報告書 <u>第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率報告書<u>第二百五条第一項の規定</u>により<u>1250%</u>のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本</u>	

(注)

[同左]

[a～c 同左]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に並び、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (自己資本比率報告書第二百

六十七條又は持株自己資本比率告示第二百四十五條に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額)を記載すること。

- 「所要自己資本の額(算出方法別)」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額(自己資本比率告示第二百六十七條又は持株自己資本比率告示第二百四十五條に規定するリスク・ウェイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百四十八條の第二項又は持株自己資本比率告示第二百二十六條の第二項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額)を記載すること。

Ⓕ 項番9 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番13 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウェイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。

Ⓖ 項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

五十二條第一項(自己資本比率告示第二百七十七條第一項において適用する場合を含む。)又は持株自己資本比率告示第二百三十條第一項(持株自己資本比率告示第二百四十八條第一項において適用する場合を含む。)に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額)を記載すること。

- 「所要自己資本の額(算出方法別)」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額(自己資本比率告示第二百五十二條第一項(自己資本比率告示第二百七十七條第一項において適用する場合を含む。)又は持株自己資本比率告示第二百三十條第一項(持株自己資本比率告示第二百四十八條第一項において適用する場合を含む。)に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限及び自己資本比率告示第二百五十五條第一項又は持株自己資本比率告示第二百三十三條第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額)を記載すること。

【加える。】

Ⓕ 項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項

⌚ 項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

⌛ 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

⌜ 項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

⌝ 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクス

ポートジャーの額と一致する。

⌞ 項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

⌟ 項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

⌠ 項番13「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番13「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

⌡ 項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額

スポンジヤーのうち、内部格付手法進捗方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㊦ 項番15「外部格付進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番15「外部格付進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付進捗方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㊧ 項番16「標準的手法進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番16「標準的手法進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法進捗方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㊨ 項番17「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番17「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㊩ [略]

㊪ [略]

(第二十面)

の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付進捗方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㊦ 項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㊧ 項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㊨ 項番17「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番17「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㊩ [同左]

㊪ [同左]

(第二十面)

(単位：百万円)

SBC4:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する 所要自己資本 (自金融機関が投資家である場合)		イ		【略】
項番		合計		】
【略】				
	エクスポージャーの額 (算出方法別)			
6	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー			
7	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャー			
8	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー			
9	1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャー			
	信用リスク・アセットの額 (算出方法の別)			
10	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット			
11	外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット			
12	標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット			

(単位：百万円)

SBC4:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する 所要自己資本 (自金融機関が投資家である場合)		イ		【同左】
項番		合計		左】
【同左】				
	エクスポージャーの額 (算出方法別)			
6	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー			
7	内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャー			
8	標準的手法が適用される証券化エクスポージャー			
9	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百五条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャー			
	信用リスク・アセットの額 (算出方法の別)			
10	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット			
11	内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット			
12	標準的手法により算出した信用リスク・アセット			

13	<u>1250%</u> のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	<u>内部格付手法</u> 準拠方式又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	<u>外部格付準拠方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	<u>標準的手法</u> 準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
17	<u>1250%</u> のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 略]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (自己資本比率告示第二百六十七条又は持株自己資本比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウエイトに関する

13	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百五条第一項の規定により <u>1250%</u> のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	<u>内部格付手法</u> における <u>外部格付準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	<u>内部格付手法</u> における <u>指定開教方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	<u>標準的手法</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
17	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百五条第一項の規定により <u>1250%</u> のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

(注)

[同左]

[a～c 同左]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (自己資本比率告示第二百五十二条第一項 (自己資本比率告示第二百七十条第一項において準用する場合を含む。))

上限を適用する前の額) を記載すること。

- 「所要自己資本の額 (算出方法別)」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額 (自己資本比率告示第二百六十七条又は持株自己資本比率告示第二百四十五条に規定するリスク・ウェイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百四十八条の二第一項又は持株自己資本比率告示第二百二十六条の二第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額) を記載すること。

Ⓕ 項番9 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番13 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウェイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。

Ⓖ 項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

又は持株自己資本比率告示第二百三十条第一項 (持株自己資本比率告示第二百四十八条第一項において準用する場合を含む。) に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額) を記載すること。

- 「所要自己資本の額 (算出方法別)」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額 (自己資本比率告示第二百五十二条第一項 (自己資本比率告示第二百七十条第一項において準用する場合を含む。)) 又は持株自己資本比率告示第二百三十条第一項 (持株自己資本比率告示第二百四十八条第一項において準用する場合を含む。) に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限及び自己資本比率告示第二百五十五条第一項又は持株自己資本比率告示第二百三十三条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額) を記載すること。

【加える。】

Ⓕ 項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓘ 項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓜ 項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓨ 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一

Ⓙ 項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓚ 項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番13「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番13「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓜ 項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法における外部格付

致する。

⌚ 項番15 「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番15 「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」のうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⌛ 項番16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」のうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⌜ 項番17 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番17 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」のうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⌝ [略]

⌞ [略]

【(第二十一面)～(第二十五面) 略】

準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⌚ 項番15 「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番15 「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」のうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⌛ 項番16 「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番16 「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」のうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⌜ 項番17 「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番17 「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」のうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⌝ [同左]

⌞ [同左]

【(第二十一面)～(第二十五面) 同左】

(別紙様式第五号)

[表 別紙 4]

(1) 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の項には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十九年三月二十九日に公表された「開示要件（第3の柱）の統合及び強化—第2フェーズ」）と題する文書のノンプレートのCGIにおける表に記載された番号をいう。
）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通株式等Tier1資本に係る調整項目

[a～c 略]

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第一号又は持株自己資本比率告示第八条第九項第一号に掲げる額をいう。

[e・f 略]

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連す

(別紙様式第五号)

[表 別紙 3]

(1) [同左]

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一）における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) [同左]

[a～c 同左]

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第一号又は持株自己資本比率告示第八条第九項第一号に掲げる額をいう。

[e・f 同左]

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連す

るものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第一号又は持株自己資本比率告示第八条第十項第一号に掲げる額をいう。

[h・i 略]

[(3)・(4) 略]

(5) Tier2資本に係る調整項目

- a 「少数出資金融機関等の他外部TLAC関連調達手段のうち、ワークアウト・メイク目的保有TLACに該当しなくなつたものの額」とは、自己資本比率告示第七条第三項第二号及び第三号に掲げる額の合計額又は持株自己資本比率告示第七条第三項第二号及び第三号に掲げる額の合計額を記載すること。なお、この項は、自金融機関がTLAC規制対象銀行又はTLAC規制対象銀行持株会社でない場合には、記載することを要しない（この場合には、当該項は削除することができる。）また、口欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄を記載することを要しない。

- b 「意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額」、「少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額」及び「その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額」の項につき、口欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、その他外部TLAC関連調達手段の額には計上することを要しない。

(6) [略]

(7) 連結自己資本比率及び資本バンプラー

- a 「最低連結資本バンプラー比率」から「連結資本バンプラー比率」まで

ものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第一号又は持株自己資本比率告示第八条第十項第一号に掲げる額をいう。

[h・i 同左]

[(3)・(4) 同左]

[加える。]

(5) [同左]

[加える。]

の項は、銀行若しくは銀行持株会社の連結子会社等である銀行又は規制
外国法人の連結子法人等にあつては、記載することを要しない（この場
合には、当該項を削除することができる。）。

- b 当期に係る別紙様式第十号の開示を行う場合には、項番64「最低連結資
本バツプラー比率」の項の比率は同様式の項番11「最低連結資本バツプ
ラー比率」の項の比率と、項番65「うち、資本保全バツプラー比率」の
項の比率は同様式の項番8「資本保全バツプラー比率」の項の比率と、
項番66「うち、カウンター・シクリカル・バツプラー比率」の項の比率
は同様式の項番9「カウンター・シクリカル・バツプラー比率」の項の
比率と、項番67「うち、G-SIB/D-SIBバツプラー比率」の項の比率は同様
式の項番10「G-SIB/D-SIBバツプラー比率」の項の比率と、それぞれ一致
する。

- o 当期に係る別紙様式第十五号第一面の開示を行う場合には、項番68「連
結資本バツプラー比率」の項の比率は、同面の項番27「連結資本バツ
プラー比率」の項の比率と一致する。

(8)調整項目に係る参考事項

- a 「少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額」
とは、少数出資金融機関等の対象資本等調達手段の額から少数出資調整
対象額を控除した額をいう。
- b 「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調
整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段の
うち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等Tier1資本に係る調整
項目の額に含まれないものの額をいう。

(6) [同左]

- a 「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」と
は、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象
額を控除した額をいう。
- b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整
項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち
普通株式に該当するものの額のうち普通株式等Tier1資本に係る調整項目
の額に含まれないものの額をいう。

[c・d 略]

(9) [略]

(10) [略]

[削る。]

(11) その他

a ハヤ欄には、この様式と別紙様式第十四号との対応関係を示すため、当該様式において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合は、記載することを要しない。）。

b この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。

c この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

[c・d 同左]

(7) [同左]

(8) [同左]

(9) その他

この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

[加える。]

(別紙様式第六号)

(単位：百万円、%)

国際様式(表2)の該当番号	国際様式(表1)の該当番号	項目	当期末	前期末
[略]				
デリバティブ取引等に関する額 (2)				
4		デリバティブ取引等に関するRCの額に1.4を乗じた額		
5		デリバティブ取引等に関するPFEの額に1.4を乗じた額		
6		連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額		
[略]				

(注)

(1) オン・バランス資産の額

2 「連結レバレッジ比率又は特殊レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額(△)」とは、レバレッジ比率告示第三条第三項の規定により、連結レバレッジ

(別紙様式第六号)

(単位：百万円、%)

国際様式(表2)の該当番号	国際様式(表1)の該当番号	項目	当期末	前期末
[同左]				
デリバティブ取引等に関する額 (2)				
4		デリバティブ取引等に関する再構築コストの額		
5		デリバティブ取引等に関するアドオンの額		
6		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額		
[同左]				

(注)

a 「国際様式の該当番号」とは、パーゼル銀行監督委員会により平成二十六年一月十二日に公表されたレバレッジ比率の枠組みと開示要件と題する文書の表1及び表2に記載された番号をいう。

ジ比率の算出において連結の範囲に含まれない子法人等に係る資産の額又は持株レバレッジ比率告示第三条第三項の規定により、持株レバレッジ比率の算出において連結の範囲に含まれない子法人等に係る資産の額をいう。

b 「連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額（連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。）」とは、レバレッジ比率告示第三条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定により、連結レバレッジ比率の算出において連結の範囲に含まれる子会社に係る資産の額又は持株レバレッジ比率告示第三条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定により、持株レバレッジ比率の算出において連結の範囲に含まれる子会社に係る資産の額をいう。

c 「連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額（△）」の項には、レバレッジ比率告示第七条第一号から第三号までに掲げる額の合計額又は持株レバレッジ比率告示第六条第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載すること。

d レバレッジ比率告示附則第四条又は持株レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示（レバレッジ比率告示附則第四条第一項に規定する旧計算告示をいう。以下この様式において同じ。）第六条及び第七条又は旧持株計算告示（持株レバレッジ比率告示附則第四条第一項に規定する旧持株計算告示をいう。以下この様式において同じ。）第六条及び第七条の規定によってオン・バランス資産の額及びデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額（△）」の項には、旧計算告示第六条第一号から第三号までに掲げる額の合計額又は旧持株計算告示第六条第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載すること。

e 「Tier1 資本に係る調整項目の額（△）」の項には、レバレッジ比率告示第七条第

b 連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

c 本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

d 本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「－」を記載すること。

四号及び第五号に掲げる額の合計額又は持株レバレッジ比率告示第六条第四号及び第五号に掲げる額の合計額を記載すること。

(2) デリバティブ取引等に関する額

a 「デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額又は持株レバレッジ比率告示第七条第一項第一号に掲げる合計額をいう。

b レバレッジ比率告示附則第四条又は持株レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示第七条又は旧持株計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 4 と項番 5 との間に「デリバティブ取引等に関する再構築コストの額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、旧計算告示第七条第二項第一号に掲げる合計額又は旧持株計算告示第七条第二項第一号に掲げる合計額を記載すること。

c 「デリバティブ取引等に関する PPE の額に 1.4 を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第八条第一項第二号に掲げる合計額又は持株レバレッジ比率告示第七条第二項第二号に掲げる合計額をいう。

d レバレッジ比率告示附則第四条又は持株レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示第七条又は旧持株計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 5 と項番 6 との間に「デリバティブ取引等に関するアトオンの額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、旧計算告示第七条第二項第二号に掲げる合計額又は旧持株計算告示第七条第二項第二号に掲げる合計額を記載すること。

e レバレッジ比率告示附則第四条又は持株レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示第七条又は旧持株計算告示第七条の規定によってデリバティブ取

引等に関する額を算出する場合には、項番 5 と項番 6 との間に「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、旧計算告示第七條第一項第二号に掲げる合計額（ α の額を除く。）又は旧持株計算告示第七條第一項第二号に掲げる合計額（ α の額を除く。）を記載すること。

Ⓕ 「連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額」の項には、レバレッジ比率告示第六條第二項における、デリバティブ取引等により生ずる債務の額と相殺された当該デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額又は持株レバレッジ比率告示第五條第二項における、デリバティブ取引等により生ずる債務の額と相殺された当該デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額を記載すること。

Ⓖ レバレッジ比率告示附則第四條又は持株レバレッジ比率告示附則第四條の規定により、旧計算告示第七條又は旧持株計算告示第七條の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 6 と項番 7 との間に「連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、旧計算告示第七條第十一項における、デリバティブ取引等により生ずる債務の額と相殺された当該デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額又は旧持株計算告示第七條第十一項における、デリバティブ取引等により生ずる債務の額と相殺された当該デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額を記載すること。

Ⓗ 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額（ Δ ）」の項には、レバレッジ比率告示第八條第三項における、 CVM_t の

額又は持株レバレッジ比率告示第七条第三項における、 CVM_t の額を記載すること。

イ レバレッジ比率告示附則第四条又は持株レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示第七条又は旧持株計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額(Δ)」の項には、旧計算告示第七条第十二項における、デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額から控除した変動証拠金の額又は旧持株計算告示第七条第十二項における、デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額から控除した変動証拠金の額を記載すること。

じ 「クレジット・デリバティブのフロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」とは、レバレッジ比率告示第八条第一項第三号に掲げる合計額(同条第八項の規定によりフロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除する前の額)又は持株レバレッジ比率告示第七条第一項第三号に掲げる合計額(同条第八項の規定によりフロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除する前の額)をいう。

ク レバレッジ比率告示附則第四条又は持株レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示第七条又は旧持株計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「クレジット・デリバティブのフロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」の項には、旧計算告示第七条第二項第三号に掲げる合計額(同条第九項の規定によりフロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除する前の額)又は旧持株計算告示第七条第二項第三号に掲げる合計額(同条第九項の規定によりフロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除する前の額)を記載すること。

1 「クレジット・デリバティブのフロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額(Δ)」の項には、レバレッジ比率告示第八条第八項の規定により、銀行若しくは連結子法人等がフロテクションを提供したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除した、当該銀行若しくは連結子法人等がフロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額又は持株レバレッジ比率告示第七条第八項の規定により、銀行持株会社若しくは連結子法人等がフロテクションを提供したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除した、当該銀行持株会社若しくは連結子法人等がフロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を記載すること。

ii レバレッジ比率告示附則第四条又は持株レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示第七条又は旧持株計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「クレジット・デリバティブのフロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額(Δ)」の項には、旧計算告示第七条第九項の規定により、銀行若しくは連結子法人等がフロテクションを提供したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除した、当該銀行若しくは連結子法人等がフロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額又は旧持株計算告示第七条第九項の規定により、銀行持株会社若しくは連結子法人等がフロテクションを提供したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除した、当該銀行持株会社若しくは連結子法人等がフロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を記載すること。

(3) レボ取引等に関する額

a 「レボ取引等に関する資産の額」とは、レバレッジ比率告示第九条第一項第一号に掲げる合計額(同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額)

又は持株レバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額）をいう。

b 「レボ取引等に関する資産の額から控除した額（△）」の項には、レバレッジ比率告示第九条第二項の規定により、現金の受取債権の額から控除した現金の支払債務の額又は持株レバレッジ比率告示第八条第二項の規定により、現金の受取債権の額から控除した現金の支払債務の額を記載すること。

c 「レボ取引等に関するカウンターパーティーリスクのエクスポージャーの額」とは、レバレッジ比率告示第九条第一項第二号に掲げる合計額又は持株レバレッジ比率告示第八条第一項第二号に掲げる合計額をいう。

(4) オフ・バランス取引に関する額

a 「オフ・バランス取引の想定元本の額」の項には、レバレッジ比率告示第十条第二項におけるオフ・バランス取引に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額）、同条第三項におけるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額）及び同条第四項におけるオフ・バランス取引の証券化エクスポージャーの名目額（掛目を乗じる前の額）の合計額又は持株レバレッジ比率告示第九条第二項におけるオフ・バランス取引に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額）、同条第三項におけるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額）及び同条第四項におけるオフ・バランス取引の証券化エクスポージャーの名目額（掛目を乗じる前の額）の合計額を記載すること。

b 「オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額（△）」の項には、レバレッジ比率告示第十条第二項、第三項若しくは第四項又は持株レバレッジ比率告示第九条第二項、第三項若しくは第四項の規定によりエクスポージャーの額を算出するに当たり、オフ・バランス取引に係る想定元本の額又は名目額から控

除した額の合計額を記載すること。

(5) 連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率

a 「資本の額」とは、自己資本比率告示第二条第二号の算式に規定する Tier1 資本の額又は持株自己資本比率告示第二条第二号の算式に規定する Tier1 資本の額をいう。

b 連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

(6) その他

a 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成二十六年一月十二日に公表された「レバレッジ比率の枠組みと開示要件」と題する文書の表1及び表2に記載された番号をいう。

b この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。

c この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合は、行を削除せず、「ー」を記載すること。

(別紙様式第七号)

[表 別紙 6]

(1) 「外国法令に準拠する手段（その他外部TLAC調達手段に限る。）」については、その他外部TLAC調達手段について外国の法令に準拠する旨の定めがある場合において、銀行TLAC告示第四条第三項第九号本文又は銀行持株会社TLAC告示第四条第三項第九号本文の要件を満たすとき（当該国の関連法令に基づき、発行者の実質破綻認定時における損失吸収又は資本再構築のために有効に用いることができることについての法律専門家の法律意見書を具備しているとき）には「法令」と、銀行TLAC告示第四条第三項第九号ただし書又は銀行持株会社TLAC告示第四条第三項第九号ただし書の要件を満たすとき（発行者に係る本邦における秩序ある処理が実施された場合に、かかる秩序ある処理に伴う制限に服することについてあらかじめ保有者が同意する旨の特約があるとき）には「契約」と記載し、外国の法令に準拠する旨の定めがない場合には、「該当なし」と記載すること。なお、自己資本調達手段に関する契約内容を記載する場合又は自金融機関がTLAC規制対象銀行若しくはTLAC規制対象銀行持株会社でない場合には、記載することを要しない（これらの場合には、当該項を削除することができる）。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(別紙様式第七号)

[表 別紙 5]

[加える。]

(1) [同左]

(2) [同左]

(3) [同左]

- (5) [略]
(6) [略]
(7) [略]
(8) [略]

(9) 「特別早期償還特約」とは、その他Tier1資本調達手段及びTier2資本調達手段においては一定の事由が生じた場合に発行後五年、その他外部TLAC調達手段においては一定の事由が生じた場合に発行後一年をそれぞれ経過する日前に償還等を行うことを可能とする特約をいう。

- (10) [略]
(11) [略]
(12) [略]
(13) [略]
(14) [略]
(15) [略]
(16) [略]
(17) [略]
(18) [略]
(19) [略]
(20) [略]
(21) [略]
(22) [略]

(23) 「劣後性の手段」については、その他Tier1資本調達手段及びTier2資本調達手段においては「法令上の劣後」又は「契約上の劣後」のうち該当

- (4) [同左]
(5) [同左]
(6) [同左]
(7) [同左]

(8) 「特別早期償還特約」とは、一定の事由が生じた場合には発行後五年を経過する日前に償還等を行うことを可能とする特約をいう。

- (9) [同左]
(10) [同左]
(11) [同左]
(12) [同左]
(13) [同左]
(14) [同左]
(15) [同左]
(16) [同左]
(17) [同左]
(18) [同左]
(19) [同左]
(20) [同左]
(21) [同左]
[加える。]

するものを、その他外部TLAC調達手段においては「法令上の劣後」、「契約上の劣後」又は「劣後性要件の例外としての構造劣後」のうち該当するものを、それぞれ記載すること。

(24) 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段が存在しない場合には、「一般債務」と記載すること。

(25) 「非充足資本等要件」とは、自己資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段の額の全部又は一部が算入される自己資本又は外部TLACに係る基礎項目の額の区分に応じ、自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に定める普通株式の要件、その他Tier1資本調達手段の要件、Tier2資本調達手段の要件又はその他外部TLAC調達手段の要件のうち、当該自己資本調達手段又は当該その他外部TLAC調達手段が充足しないものをいい、複数の非充足資本等要件がある場合には、自己資本調達手段における実質破綻認定時損失吸収条項（自己資本比率告示第六条第四項第十五号、第七条第五項第十号、第十八条第四項第十五号若しくは第十九条第五項第十号又は持株自己資本比率告示第六条第四項第十五号若しくは第七条第五項第十号に掲げる要件をいう。）など、自己資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段の損失吸収力を判断するために特に重要と認められるものを記載することができる。

(22) 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段が存在しない場合は、「一般債務」と記載すること。

(23) 「非充足資本要件」とは、自己資本調達手段の額の全部又は一部が算入される自己資本に係る基礎項目の額の区分に応じ、自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に定める普通株式の要件、その他Tier1資本調達手段の要件又はTier2資本調達手段の要件のうち、当該自己資本調達手段が充足しないものをいい、複数の非充足資本要件がある場合には、実質破綻認定時損失吸収条項（自己資本比率告示第六条第四項第十五号、第七条第四項第十号、第十八条第四項第十五号若しくは第十九条第四項第十号又は持株自己資本比率告示第六条第四項第十五号若しくは第七条第四項第十号に定める要件をいう。）など、自己資本調達手段の損失吸収力を判断するために特に重要と認められるものを記載することができる。

(別紙様式第八号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要			
国際様式 の該当番 号		イ	ロ
		リスク・アセット	
		当四半 期末	前四半 期末
[略]			
8	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リ スク・アセットのみなし計算（ルック・ス ルー方式）		
9	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リ スク・アセットのみなし計算（ペンデント 方式）		
	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リ スク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）		

(別紙様式第八号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要			
国際様式 の該当番 号		イ	ロ
		リスク・アセット	
		当四半 期末	前四半 期末
[同左]			
	複数の資産及び取引を裏付けとするエクス ポージャー		
	信用リスク・アセットのみなし計算が適用 されるエクスポージャー		

	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）		
10	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）		

【略】

12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー		
13	うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分		
	うち、外部格付準拠方式適用分		
14	うち、標準的手法準拠方式適用分		
	うち、1250%のリスク・ウエイト適用分		
15			

【略】

(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

【a～r 略】

s 項番8「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルッ

--	--	--	--

【同左】

12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー		
13	うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分		
	うち、内部格付手法における指定関数方式適用分		
14	うち、標準的手法適用分		
	うち、1250%のリスク・ウエイト適用分		
15			

【同左】

【同左】

【a～r 同左】

s 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準的手法採用行

ク・スルー方式)」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第二項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第二項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七条第二項又は持株自己資本比率告示第四百四十五条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊦ 項番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(ペンデント方式)」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第六項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七条第七項又は持株自己資本比率告示第四百四十五条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊧ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(蓋然性方式250%)」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七条第十項第一号又は持株自己資本比率告示第四百四十五条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三

にあっては、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

㊦ 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第六十七条又は持株自己資本比率告示第四百四十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

【加える。】

月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

y 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・デセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七条第十項第二号又は持株自己資本比率告示第四百四十五条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・デセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

w 項番10「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・デセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第十項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七条第十項又は持株自己資本比率告示第四百四十五条第十項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・デセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

x [略]

y [略]

z [略]

aa [略]

bb 項番13「信用リスク・デセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー

[加える。]

[加える。]

ii [同左]

y [同左]

w [同左]

x [同左]

y 項番13「信用リスク・デセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー

うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー」に係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「外部格付準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に

うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

z 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー」に係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

aa 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「内部格付手法における指定関数方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

bb 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末

係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「外部格付進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊦ 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法進捗方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法進捗方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㊧ 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法進捗方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊨ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの

とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

㊣ 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㊤ 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

㊥ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの

面の項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉔ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

㉕ [略]
㉖ [略]
㉗ [略]
㉘ [略]
㉙ [略]
㉚ [略]
㉛ [略]
㉜ [略]
㉝ [略]
㉞ [略]
㉟ [略]
㊱ [略]

㊲ 項番8から項番10までの項及び項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番10と項番11との間に「複数

13「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は特株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉕ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第四号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は特株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

㉖ [同左]
㉗ [同左]
㉘ [同左]
㉙ [同左]
㉚ [同左]
㉛ [同左]
㉜ [同左]
㉝ [同左]
㉞ [同左]
㉟ [同左]
㊱ [同左]
㊲ [加える。]

の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」及び「信用リスク・アセットのみならず計算が適用されるエクスポージャー」との名称の項を、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となつていない証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となつていない証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となつていない証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となつていない証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと。））。この場合においては、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁告示第七号）第六条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前四半期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は、記載することを要しない。）。

【（第二面）～（第四面） 略】

【（第二面）～（第四面） 同左】

(別紙様式第九号)

【表略】

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及びレバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 国際様式の該当番号（以下この様式において「項番」という。）100の「G-SIB/D-SIBバツフター比率」の項には、自己資本比率告示第十四条の二第五項各号に定める比率を記載すること。

b 当期に係る別紙様式第一号の開示を行う場合には、項番8「資本保全バツフター比率」の項の比率は同様式の項番65「うち、資本保全バツフター比率」の項の比率と、項番9「カウンター・シクリカル・バツフター比率」の項の比率は同様式の項番66「うち、カウンター・シクリカル・バツフター比率」の項の比率と、項番10「G-SIB/D-SIBバツフター比率」の項の比率は同様式の項番67「うち、G-SIB/D-SIBバツフター比率」の項の比率と、項番11「最低単体資本バツフター比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

c 【略】

d 項番13「総エクスジョーザーの額」及び項番14「単体レバレッジ比率」の項における口欄「前四半期末」、ハ欄「前々四半期末」、ニ欄「前の前四半期末」及びホ欄「三の前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

e この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には

(別紙様式第九号)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）100の「G-SIB/D-SIBバツフター比率」の項には、自己資本比率告示第十四条の二第五項各号に定める比率を記載すること。

【加える。】

b 【同左】

c 項番13「総エクスジョーザーの額」及び項番14「単体レバレッジ比率」の項は、連結子法人等を有する場合にあつては、記載することを要しない。

d この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項

<p>、項を削除せず、「ー」を記載すること。(c)に該当する場合には、当該項を削除することができる。)</p> <p>Ⓒ この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。</p> <p>Ⓓ この様式に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。</p>	<p>を削除せず、「ー」を記載すること。(b及びc)に該当する場合には、当該項は削除することができる。)</p> <p>Ⓒ この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。</p> <p>Ⓓ この面に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。</p>
--	--

(別紙様式第十号)

【表略】

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示並びにレバレッジ比率告示及び持株レバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 国際様式の該当番号（以下この様式において「項番」という。）100の「G-SIB/D-SIBバツフター比率」の項には、自己資本比率告示第二条の二第五項各号又は持株自己資本比率告示第二条の二第五項各号に定める比率を記載すること。

b 当期に係る別紙様式第五号の開示を行う場合には、項番8「資本保全バツフター比率」の項の比率は同様式の項番65「うち、資本保全バツフター比率」の項の比率と、項番9「カウンター・シクリカル・バツフター比率」の項の比率は同様式の項番66「うち、カウンター・シクリカル・バツフター比率」の項の比率と、項番10「G-SIB/D-SIBバツフター比率」の項の比率は同様式の項番67「うち、G-SIB/D-SIBバツフター比率」の項の比率と、項番11「最低連結資本バツフター比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

c 当期に係る別紙様式第十五号第一面の開示を行う場合には、項番4「リスク・アセットの額」の項の額は同面の項番23「リスク・アセットの額」の項の額と、項番8「資本保全バツフター比率」の項の比率は同面の項番29「うち、資本保全バツフター比率」の項の比率と、項番9「カウンター・

(別紙様式第十号)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）100の「G-SIB/D-SIBバツフター比率」の項には、自己資本比率告示第二条の二第五項各号又は持株自己資本比率告示第二条の二第五項各号に定める比率を記載すること。

【加える。】

【加える。】

シクリカル・バッフア率」の項の比率は同面の項番30「うち、カウンター・シクリカル・バッフア率」の項の比率と、項番10「G-SIB/D-SIBバッフア率」の項の比率は同面の項番31「うち、G-SIB/D-SIBバッフア率」の項の比率と、項番11「最低連結資本バッフア率」の項の比率は同面の項番28「最低連結資本バッフア率」の項の比率と、項番12「連結資本バッフア率」の項の比率は同面の項番27「連結資本バッフア率」の項の比率と、項番13「総エクスポージャーの額」の項の額は同面の項番24「総エクスポージャーの額」の項の額と、それぞれ一致する。

d [略]

e この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、一項を削除せず、「一」を記載すること。(d)に該当する場合には、当該項を削除することができる。)

f この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

g この様式に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

h [同左]

e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。(h)に該当する場合には、当該項は削除することができる。)

d この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

e この面に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

<p>(別紙様式第十三号) [別紙 7]</p>	<p>[別紙様式を加える。]</p>
<p>(別紙様式第十四号) [別紙 8]</p>	<p>[別紙様式を加える。]</p>
<p>(別紙様式第十五号) [別紙 9]</p>	<p>[別紙様式を加える。]</p>
<p>(別紙様式第十六号) [別紙10]</p>	<p>[別紙様式を加える。]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

○ 信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。）及び信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十四号。以下「レバレッジ比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p>

(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)

第二条 「略」

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇五 略」

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 自己資本比率告示第二百四十八条第一項第一号から第四号まで(自己資本比率告示第三百二条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

「ハ」又 略

「七〇九 略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ リスク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。以下この条、次条及び第六条において同じ。)又は信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条、次条及び第六条において同じ。)が適用されるエクス

(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)

第二条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇五 同上」

六 「同上」

イ 「同上」

ロ 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで(自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

「ハ」又 同上

「七〇九 同上」

4 「同上」

一 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下同じ。)が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

ポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

- (1) 自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示百六十六条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (2) 自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示百六十六条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (3) 自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示百六十六条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (4) 自己資本比率告示第七十条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示百六十六条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (5) 自己資本比率告示第七十条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示百六十六条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出す

るエクスポージャー

〔二・ホ 略〕

二 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ〜ホ 略〕

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第七十七条第二項第二号、第七十七七条第二項第二号、第二百四十七七条第二項第二号及び第二百四十八条（自己資本比率告示第二百二十三条及び第二百二十五条において準用する場合に限る。）並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号（自己資本比率告示第二百二十三条及び第二百二十五条において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〔ト〜ヌ 略〕

〔三・四 略〕

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 信用金庫又は信用金庫連合会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポ

〔二・ホ 同上〕

二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ〜ホ 同上〕

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第七十七条第二項第二号、第七十七七条第二項第二号及び第二百四十七七条第一項（自己資本比率告示第二百二十三条、第二百二十五条及び第三百三十四条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〔ト〜ヌ 同上〕

〔三・四 同上〕

五 〔同上〕

イ 〔同上〕

ージャーに関する次に掲げる事項

〔1〕～〔8〕 略

(9) 自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔10〕～〔11〕 略

ロ 信用金庫又は信用金庫連合会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔1〕・〔2〕 略

(3) 自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 〔略〕

六 「略」

七 Ⅱ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自

〔1〕～〔8〕 同上

(9) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔10〕～〔11〕 同上

ロ 「同上」

〔1〕・〔2〕 同上

(3) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 「同上」

六 「同上」

七 Ⅱ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

5

八

〔略〕

- 己資本比率告示第百六十六条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- ロ 自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- ハ 自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- ニ 自己資本比率告示第七十条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- ホ 自己資本比率告示第七十条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

5

八

〔同上〕

〔同上〕

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条 「略」

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇六 略」

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 自己資本比率告示第二百四十八条第一項第一号から第四号まで(自己資本比率告示第二百二条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

「ハ〇ヌ 略」

「八〇十 略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ) リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの

区分ごとの額

(1) 自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定により算出し

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇六 同上」

七 「同上」

イ 「同上」

ロ 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで(自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

「ハ〇ヌ 同上」

「八〇十 同上」

4 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ) 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

た割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

(2) 自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

(3) 自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

(4) 自己資本比率告示第七十条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

(5) 自己資本比率告示第七十条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

〔ニ・ホ 略〕

三 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・

〔ニ・ホ 同上〕

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される

アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

〔イ〕ホ 略

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第七十七条の五第二項第二号、第七十七条第二項第二号、第二百四十八条(自己資本比率告示第二百二十三条及び第二百五条において準用する場合に限る。)並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号(自己資本比率告示第二百二十三条及び第二百五条において準用する場合に限る。)の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〔ト〕ヌ 略

〔四・五 略〕

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔(1)〕(8) 略

(9) 自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセン

エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

〔イ〕ホ 同上

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第七十七条第二項第二号、第七十七条第二項第二号及び第二百四十七条第一項(自己資本比率告示第二百二十三条、第二百二十五条及び第三百三十四条第一項において準用する場合に限る。)の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〔ト〕ヌ 同上

〔四・五 同上〕

六 〔同上〕

イ 〔同上〕

〔(1)〕(8) 同上

(9) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エ

トのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔10〕・〔11〕
略

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔1〕・〔2〕
略

(3) 自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 〔略〕

七 〔略〕

八 信用リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十六条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ 自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十六条第七項の規定により信用リスク・

エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔10〕・〔11〕
同上

ロ 〔同上〕

〔1〕・〔2〕
同上

(3) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 〔同上〕

七 〔同上〕

八 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ 自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十六条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ニ 自己資本比率告示第七十条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十六条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ 自己資本比率告示第七十条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十六条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

九 「略」

5 「略」

(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)
第六条 規則第三百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準金庫の直近の二事業年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び単体レバ

九 「同上」

5 「同上」

(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)
第六条 規則第三百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準金庫の直近の二事業年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

ツジ比率（レバレッジ比率告示第五条に規定する単体レバレッジ比率をいう。以下同じ。）に関する開示事項とする。

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とする。

「一〇五 略」

六 証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 自己資本比率告示第二百四十八条第一項第一号から第四号まで（自己資本比率告示第二百二条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

「ハスト 略」

「七〇十 略」

十一 貸借対照表の科目が別紙様式第三号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明（別紙様式第十二号により作成するものとする。）

十二 「略」

「4・5 略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあつては、この項の規定は、適用しない。

2 「同上」

3 「同上」

「一〇五 同上」

六 「同上」

イ 「同上」

ロ 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

「ハスト 同上」

「七〇十 同上」

十一 貸借対照表の科目が別紙様式第三号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

十二 「同上」

「4・5 同上」

4 「同上」

一 「略」

二|| リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ| 自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十六条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ| 自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十六条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ| 自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十六条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ニ|| 自己資本比率告示第七十条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十六条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ| 自己資本比率告示第七十条の五第十項のリスク・ウェイトを

一 「同上」

二|| 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ| 標準的手法を採用した場合 複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャーで、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの額

ロ| 内部格付手法を採用した場合 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

5
〔略〕

6|| 第一項の単体レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 単体レバレッジ比率の構成に関する事項

二 前事業年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

7|| 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号（第一面に限る。）により作成するものとする。

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第七条 規則第百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率（レバレッジ比率告示第二条に規定する連結レバレッジ比率をいう。以下同じ。）に関する開示事項とする。

2
〔略〕

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

5
〔同上〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第七条 規則第百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率（自己資本比率告示第十九条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。以下同じ。）に関する開示事項とする。

2
〔同上〕

3
〔同上〕

一 「略」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第六条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第七条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「信用金庫連合会全体」とあるのは「連結グループ（自己資本比率告示第二十条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第三十二条の特別目的会社等を有する場合にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に關与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第三十一条各号」とあるのは「第十九条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第三号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式

一 「同上」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第六条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第七条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「信用金庫連合会全体」とあるのは「連結グループ（自己資本比率告示第二十条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第三十二条の特別目的会社等を有する場合にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に關与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第三十一条各号」とあるのは「第十九条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第三号」とあるのは「別紙様式第五号」と読み替える

式第十二号」とあるのは「別紙様式第十三号」と読み替えるものとする。

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第六条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同条第五項中「別紙様式第四号（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第四号」と読み替えるものとする。

5 「略」

6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号（第二面に限る。）により作成するものとする。

（単体自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項）

第八条 規則第三百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫の半期に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び単体レバレッジ比率に関する開示事項とする。

ものとする。

4 「同上」

一 「同上」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第六条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第六条第三項」と、同条第五項中「別紙様式第四号（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第四号」と読み替えるものとする。

5 「同上」

6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成するものとする。

（単体自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項）

第八条 規則第三百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫の半期に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

〔2〕4 略〕

5〕 第六条第六項及び第七項の規定は、第一項の単体レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と同項第二号中「前事業年度」とあるのは「前年同期」と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項）

第九条 「略」

2 「略」

3 第六条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び第七条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第六条第三項及び第七項第三項中「第一項」とあるのは「第九条第一項」と、第六条第三項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）の連結貸借対照表」と、「別紙様式第三号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十号」とあるのは「別紙様式第十三号」と、第七条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第六条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

〔4〕5 略〕

〔2〕4 同上〕

〔項を加える。〕

（連結自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項）

第九条 「同上」

2 「同上」

3 第六条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び第七条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第六条第三項及び第七項第三項中「第一項」とあるのは「第九条第一項」と、第六条第三項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）の連結貸借対照表」と、「別紙様式第三号」とあるのは「別紙様式第五号」と、第七条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第六条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

〔4〕5 同上〕

(四半期の開示事項)

第十条 規則第三百二十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準金庫に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

「一〜六 略」

七 単体レバレッジ比率の構成に関する事項

八 前四半期の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

九 単体レバレッジ比率に関する事項

2 「略」

3 第一項第一号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第十二号により、同項第三号及び前項第三号に掲げる事項は別紙様式第八号により、第一項第五号及び前項第五号に掲げる事項は別紙様式第九号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係る第一項第五号に掲げる事項にあつては、第一面に限る。）により、第一項第六号及び第九号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第六号（第一面に限る。）により、前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第十三号により、同項第六号及び第九号に掲げる事項は別紙様式第十一号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第六号（第二面に限る。）により、それぞれ作成するものとする。

4 「略」

(四半期の開示事項)

第十条 「同上」

「一〜六 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

2 「同上」

3 第一項第一号に掲げる事項は別紙様式第三号により、第一項第三号及び前項第三号に掲げる事項は別紙様式第八号により、第一項第五号及び前項第五号に掲げる事項は別紙様式第九号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係る第一項第五号に掲げる事項にあつては、第一面に限る。）により、第一項第六号に掲げる事項は別紙様式第十号により、前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、前項第六号及び第九号に掲げる事項は別紙様式第十一号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第六号により、それぞれ作成するものとする。

4 「同上」

(別紙様式第三号)

[表 別紙12]

(1) 普通出資等Tier1資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の項には、普通出資に係る会員勘定の額の内訳として、出資金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額及び外部流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（パナセル銀行監督委員会により平成二十九年三月二十九日に公表された「開示要件（第3の柱）の統合及び強化―第2フェーズ」と題する文書のテンプレートCC1における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通出資に係る会員勘定の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通出資等Tier1資本に係る調整項目

[a～c 略]

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第三十七条第六項第一号に掲げる額をいう。

[e・f 略]

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連す

(別紙様式第三号)

[表 別紙11]

(1) [同左]

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通出資に係る会員勘定の額の内訳として、出資金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額及び外部流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（パナセル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通出資に係る会員勘定の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) [同左]

[a～c 同左]

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第三十七条第六項第一号に掲げる額をいう。

[e・f 同左]

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連す

るものの額」とは、自己資本比率告示第三十七条第七項第一号に掲げる額をいう。

[h・i 略]

[(3)・(4) 略]

(5) Tier2資本に係る調整項目

「少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額」及び「その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額」の項につき、ロ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、その他外部TLAC関連調達手段の額に係る額は、計上することを要しない。

(6) [略]

(7) 自己資本比率及び資本バツプラー

a 「最低単体資本バツプラー比率」から「単体資本バツプラー比率」までの項は、連結自己資本比率を算出する場合にあつては、記載することを要しない（この場合には、当該項を削除することができる。）。

b 当期に係る別紙様式第十号の開示を行う場合には、項番64「最低単体資本バツプラー比率」の項の比率は同様式の項番11「最低単体資本バツプラー比率」の項の比率と、項番65「うち、資本保全バツプラー比率」の項の比率は同様式の項番8「資本保全バツプラー比率」の項の比率と、項番66「うち、カウンター・シクリカル・バツプラー比率」の項の比率は同様式の項番9「カウンター・シクリカル・バツプラー比率」の項の比率と、項番67「うち、G-SIB/D-SIBバツプラー比率」の項の比率は同様式の項番10「G-SIB/D-SIBバツプラー比率」の項の比率と、それぞれ一致

ものの額」とは、自己資本比率告示第三十七条第七項第一号に掲げる額をいう。

[h・i 同左]

[(3)・(4) 同左]

[加える。]

(5) [同左]

[加える。]

する。

(8)調整項目に係る参考事項

a 「少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額」

とは、少数出資金融機関等の対象資本等調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。

b 「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものの額のうち普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

[c・d 略]

(9) [略]

(10) [略]

[削る。]

(11)その他

a ヘッ欄には、この様式と別紙様式第十二号との対応関係を示すため、当該様式において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合は、記載することを要しない。）。

b この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、半期の開示に

(6) [同左]

a 「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」と

は、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。

b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものの額のうち普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

[c・d 同左]

(7) [同左]

(8) [同左]

(9)その他

この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当半期末」、「前半期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

[加える。]

においては「当半期末」、「前半期末」と、四半期の開示においては「当
四半期末」、「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。

- 。この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単
位未満の端数は切り捨てること。

(別紙様式第四号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式の該当番号	イ	ロ		【略】
		リスク・アセット	当期末 前期末	
【略】				
8	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）			
9	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ペンデント方式）			
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）			
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）			

(別紙様式第四号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式の該当番号	イ	ロ		【同左】
		リスク・アセット	当期末 前期末	
【同左】				
	複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー			
	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー			

10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオーラバック方式1250%）			
[略]				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー			
13	うち、 <u>内部格付手法</u> 適用方式又は内部評価方式適用分			
14	うち、 <u>外部格付</u> 適用方式適用分			
15	うち、 <u>標準的</u> 手法 適用方式適用分 うち、1250%のリスク・ウェイト適用分			
[略]				

(注)
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~r 略]

§ 項番 8 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十六条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの

[同左]				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー			
13	うち、 <u>内部格付</u> 手法における外部格付 適用方式又は内部評価方式適用分			
14	うち、 <u>内部格付</u> 手法における指定関係 方式適用分			
15	うち、 <u>標準的</u> 手法 適用分 うち、1250%のリスク・ウェイト適用分			
[同左]				

(注)
[同左]

[a~r 略]

§ 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準的的手法を採用した場合にあっては、リスク・ウェイトを直接に判定することができるものの信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊦ 項番9「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ゾンデート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあつては自己資本比率告示第七十條の五第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあつては自己資本比率告示第百六十六條第七項の規定を適用するエクスポーザーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊧ 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあつては自己資本比率告示第七十條の五第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあつては自己資本比率告示第百六十六條第十項第一号の規定を適用するエクスポーザーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊨ 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあつては自己資本比率告示第七十條の五第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあつては自己資本比率告示第百六十六條第十項第二号の規定を適用するエクスポーザーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれ

㊦ 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポーザー」の項には、自己資本比率告示第百六十六條に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

【加える。】

【加える。】

それぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉔ 項番10「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオールバック方式1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉕ [略]

㉖ [略]

㉗ [略]

㉘ [略]

㉙ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉚ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー」に係る所要自己資本」の項

[加える。]

㉛ [同左]

㉜ [同左]

㉝ [同左]

㉞ [同左]

㉟ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法における外部格付又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㊱ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法における外部格付又は内部評価方式が適用される証券化エクスポ

イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「外部格付準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「外部格付準拠方式」が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法準拠方式」が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

aa 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「内部格付手法における指定関数方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

bb 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「内部格付手法における指定関数方式」が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

dd 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法」が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

㉒ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉓ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

㉔ [略]
㉕ [略]
㉖ [略]
㉗ [略]
㉘ [略]
㉙ [略]
㉚ [略]
㉛ [略]
㉜ [略]
㉝ [略]

㉞ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉟ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定又は持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

㊀ [同左]
㊁ [同左]
㊂ [同左]
㊃ [同左]
㊄ [同左]
㊅ [同左]
㊆ [同左]
㊇ [同左]
㊈ [同左]
㊉ [同左]

比 項番8から項番10までの項及び項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前期末

[加える。]

」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番10と項番11との間に「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」及び「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」との名称の項を、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと。）。この場合においては、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁告示第七号）第七条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は、記載することを要しない。）。

(第二面) [略]

(第二面) [同左]

(第三面)

(第三面)

【表略】

【同左】

(注)

(注)

<p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>a 項番 1 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項ロ欄からホ欄までには、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ハ欄からヘ欄までの対応する項目の額を記載すること。また、項番 1 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項イ欄には、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ロ欄からト欄の額を控除した額を記載すること。</p> <p>[b～g 略]</p> <p>(第四面)</p> <p>〔表略〕</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンタパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リスク・ウェイトのみなし計算</u> (自己資本比率告示第七十条の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)<u>及び</u>信用リスク・アセットのみなし計算 (自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～p 略]</p> <p>(第五面)</p> <p>〔表略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>a 項番 1 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項ロ欄からホ欄までには、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ハ欄からヘ欄までの対応する項目の額を記載すること。また、項番 1 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項イ欄には、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ロ欄からト欄までの額を控除した額を記載すること。</p> <p>[b～g 同左]</p> <p>(第四面)</p> <p>〔同左〕</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンタパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー</u> (リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。)<u>並びに</u>信用リスク・アセットのみなし計算 (自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～p 同左]</p> <p>(第五面)</p> <p>〔同左〕</p>
--	--

<p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リスク・ウェイトのみなし計算</u>（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a~i 略]</p> <p>(第六面)</p>	<p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー</u>（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a~i 同左]</p> <p>(第六面)</p>
<p>[表略]</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リスク・ウェイトのみなし計算</u>（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a~m 略]</p> <p>(第七面)</p> <p>[表略]</p>	<p>[同左]</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー</u>（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a~m 同左]</p> <p>(第七面)</p> <p>[同左]</p>

<p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>リース・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定の規定によりリース・ウエイトを算出することをいう。）</u>に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a~z 略]</p> <p>(第八面)</p>	<p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リース・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）</u>に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a~z 同左]</p> <p>(第八面)</p>
<p>[表略]</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>リース・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリース・ウエイトを算出することをいう。）</u>に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a~z 略]</p> <p>〔(第九面)～(第十三面) 略〕</p> <p>(第十四面)</p> <p>(単位：百万円)</p>	<p>[同左]</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リース・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）</u>に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a~z 同左]</p> <p>〔(第九面)～(第十三面) 同左〕</p> <p>(第十四面)</p> <p>(単位：百万円)</p>

CCR 1：手法別のカウンターパーティー信用リスク・エクスポートージャー額						
項番	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	RC	PPE	実効DPE	規制上のエクスポートージャーの算定に使用される ^α	信用リスク削減手法適用後のエクスポートージャー	リスク・アセットの額
【略】						

【(注) 略】 [(第十五面)～(第二十一面) 略] (第二十二面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 【略】

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一條第六十七号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポートージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七條第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同條第三項各号に掲げる条

CCR 1：手法別のカウンターパーティー信用リスク・エクスポートージャー額						
項番	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	再構築コスト	アドオン	実効DPE	規制上のエクスポートージャーの算定に使用される ^α	信用リスク削減手法適用後のエクスポートージャー	リスク・アセットの額
【同左】						

【(注) 同左】 [(第十五面)～(第二十一面) 同左] (第二十二面)

【同左】

(注)

【同左】

a 【同左】

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一條第六十七号イに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポートージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八條第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポートージャーの額を計上すること。

件の全てを満たさないとを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

- ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

- d 三欄には、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第六十七号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

- e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。）には、当

- ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法（自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

- d 三欄からへ欄までは、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第六十七号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。

- e ホ欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八条第一項第六号、第七号又は第二項各号又は掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 略]

- h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額は子欄に計上すること。

[i~] 略]

(第二十三面)

【表略】

a [略]

- b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十七号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

- c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさな

[f・g 同左]

- h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案した後のエクスポージャーの額をロ欄又はホ欄に計上すること。また、自金融機関が当該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額は子欄に計上すること。

[i~] 同左]

(第二十三面)

【同左】

a [同左]

- b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十七号イに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

- c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法（自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した後

い場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄には、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十七号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 略]

h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用

のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄からヘ欄までには、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十七号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。

e ホ欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 同左]

h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案した後のエクスポージャーの額をロ欄又はホ欄に計上すること。また、自金融機関が当

リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額は手欄に計上すること。

[i~] 略]

(第二十四面)

(単位：百万円)

SBC3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）

項番	イ	合計	【略】
【略】			
	エクスポージャーの額（算出方法別）		
6	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		
7	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャー		
8	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー		
9	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー		
	信用リスク・アセットの額（算出方法の別）		

該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額は手欄に計上すること。

[i~] 同左]

(第二十四面)

(単位：百万円)

SBC3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）

項番	イ	合計	【同左】
【同左】			
	エクスポージャーの額（算出方法別）		
6	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		
7	内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャー		
8	標準的手法が適用される証券化エクスポージャー		
9	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー		
	信用リスク・アセットの額（算出方法の別）		

10	内部格付手法 <u>準備方式</u> 又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット	
11	外部格付 <u>準備方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
12	標準的 <u>手法準備方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
13	<u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	内部格付手法 <u>準備方式</u> 又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	外部格付 <u>準備方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	標準的 <u>手法準備方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
17	<u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

10	内部格付手法における外部格付 <u>準備方式</u> 又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット	
11	内部格付手法における <u>指定関数方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
12	標準的 <u>手法</u> により算出した信用リスク・アセット	
13	自己資本比率告示第二百四十七条 <u>第一項</u> の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	内部格付手法における外部格付 <u>準備方式</u> 又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	内部格付手法における <u>指定関数方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	標準的 <u>手法</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
17	自己資本比率告示第二百四十七條 <u>第一項</u> の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

(注)

〔同左〕

[a~c 略]

d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百六十七條に規定するリスク・ウエイトに関する上限を適用する前の額）を記載すること。

e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百六十七條に規定するリスク・ウエイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百四十八條の二第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

f 項番9 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番13 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウエイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。

g 項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

[a~c 同左]

d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百五十二條第一項（自己資本比率告示第二百七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額）を記載すること。

e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百五十二條第一項（自己資本比率告示第二百七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限及び自己資本比率告示第二百五十五條第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

[加える。]

f 項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓘ 項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓜ 項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓨ 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓩ 項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」

Ⓙ 項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓚ 項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番13「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番13「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓨ 項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓩ 項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」

の項イ欄の額及び第二十五面の項番15「外部格付進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付進捗方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉔ 項番16「標準的手法進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番16「標準的手法進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法進捗方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉕ 項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉖ [略]

㉗ [略]

(第二十五面)

(単位：百万円)

SBC 4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する
所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）

る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉔ 項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉕ 項番17「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番17「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉖ [同左]

㉗ [同左]

(第二十五面)

(単位：百万円)

SBC 4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する
所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）

項番	イ	合計	【略】
【略】			
	エクスポージャーの額 (算出方法別)		
6	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		
7	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャー		
8	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー		
9	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー		
	信用リスク・アセットの額 (算出方法の別)		
10	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット		
11	外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット		
12	標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット		
13	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット		

項番	イ	合計	【同左】
【同左】			
	エクスポージャーの額 (算出方法別)		
6	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		
7	内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャー		
8	標準的手法が適用される証券化エクスポージャー		
9	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー		
	信用リスク・アセットの額 (算出方法の別)		
10	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット		
11	内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット		
12	標準的手法により算出した信用リスク・アセット		
13	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット		

所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	<u>内部格付手法</u> <u>準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本
15	<u>外部格付準拠方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本
16	<u>標準的手法</u> <u>準拠方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本
17	<u>1250%のリスク・ウェイト</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～e 略]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (自己資本比率告示第二百六十七条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額) を記載すること。

所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	<u>内部格付手法</u> における <u>外部格付準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本
15	<u>内部格付手法</u> における <u>指定関数方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本
16	<u>標準的手法</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本
17	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により <u>1250%のリスク・ウェイト</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本

(注)

[同左]

[a～e 同左]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (自己資本比率告示第二百五十二条第一項 (自己資本比率告示第二百七十条第一項において準用する場合を含む。)) に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額) を記載すること。

する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額) を記載すること。

Ⓔ 項番9 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番13 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウエイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。

Ⓕ 項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓖ 項番11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓗ 項番12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている

リスク・アセットの額に関する上限及び自己資本比率告示第二百五十五条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額) を記載すること。

[加える。]

Ⓔ 項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓖ 項番11 「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番11 「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓗ 項番12 「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番12 「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポー

証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓧ 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓨ 項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓩ 項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠

ジャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番13「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番13「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓧ 項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓨ 項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓩ 項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額

方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉔ 項番17「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番17「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉕ [略]

㉖ [略]

【(第二十六面)～(第三十二面) 略】

と一致する。

㉔ 項番17「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番17「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉕ [同左]

㉖ [同左]

【(第二十六面)～(第三十二面) 同左】

(別紙様式第五号)

[表 別紙14]

(1) 普通出資等Tier1資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の項には、普通出資に係る会員勘定の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額及び外部流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（パナセル銀行監督委員会により平成二十九年三月二十九日に公表された「開示要件（第3の柱）の統合及び強化―第2フェーズ」と題する文書のテンプレートCC1における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通出資に係る会員勘定の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通出資等Tier1資本に係る調整項目

[a～c 略]

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十五条第九項第一号に掲げる額をいう。

[e・f 略]

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連す

(別紙様式第五号)

[表 別紙13]

(1) [同左]

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通出資に係る会員勘定の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額及び外部流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（パナセル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通出資に係る会員勘定の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) [同左]

[a～c 同左]

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十五条第九項第一号に掲げる額をいう。

[e・f 同左]

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連す

るものの額」とは、自己資本比率告示第二十五条第十項第一号に掲げる額をいう。

[h・i 略]

[(3)・(4) 略]

(5) Tier2資本に係る調整項目

「少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額」及び「その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額」の項につき、右欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、その他外部TLAC関連調達手段の額に係る額は計上することを要しない。

(6) [略]

(7) 連結自己資本比率及び資本バツプラー

当期に係る別紙様式第十一号の開示を行う場合は、項番64「最低連結資本バツプラー比率」の項の比率は同様式の項番11「最低連結資本バツプラー比率」の項の比率と、項番65「うち、資本保全バツプラー比率」の項の比率は同様式の項番8「資本保全バツプラー比率」の項の比率と、項番66「うち、カウンター・シクリカル・バツプラー比率」の項の比率は同様式の項番9「カウンター・シクリカル・バツプラー比率」の項の比率と、項番67「うち、G-SIB/D-SIBバツプラー比率」の項の比率は同様式の項番10「G-SIB/D-SIBバツプラー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

(8) 調整項目に係る参考事項

a 「少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額」

とは、少数出資金融機関等の対象資本等調達手段の額から少数出資調整

ものの額」とは、自己資本比率告示第二十五条第十項第一号に掲げる額をいう。

[h・i 同左]

[(3)・(4) 同左]

[加える。]

(5) [同左]

[加える。]

(6) [同左]

a 「少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額」と

は、少数出資金融機関等の対象資本等調達手段の額から少数出資調整対象

対象額を控除した額をいう。

- b 「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものの額のうち普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

[c・d 略]

(9) [略]

(10) [略]

[削る。]

(11)その他

- a ヘヤ欄には、この様式と別紙様式第十三号との対応関係を示すため、当該様式において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合は、記載することを要しない。）。

- b この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、半期の開示においては「当半期末」、「前半期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。

- c この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

額を控除した額をいう。

- b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものの額のうち普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

[c・d 同左]

(7) [同左]

(8) [同左]

(9)その他

- この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当半期末」、「前半期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

[加える。]

(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式の該当番号	イ	ロ		【略】
		リスク・アセット 当半期 末	前半期 末	
	/			
【略】				
8	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）			
9	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ボンゾート方式）			
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）			
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）			

(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式の該当番号	イ	ロ		【同左】
		リスク・アセット 当半期 末	前半期 末	
	/			
【同左】				
	複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー			
	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー			

10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオーカシング方式1250%）			
[略]				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー			
13	うち、 <u>内部格付手法</u> 準拠方式又は内部評価方式適用分			
14	うち、 <u>外部格付</u> 準拠方式適用分			
15	うち、 <u>標準的</u> 手法準拠方式適用分 うち、1250%のリスク・ウェイト適用分			
[略]				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~r 略]

§ 項番8「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十六条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの

[同左]				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー			
13	うち、 <u>内部格付</u> 手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分			
14	うち、 <u>内部格付</u> 手法における指定関連方式適用分			
15	うち、 <u>標準的</u> 手法適用分 うち、1250%のリスク・ウェイト適用分			
[同左]				

(注)

[同左]

[a~r 同左]

§ 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準的的手法を採用した場合にあっては、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊦ 項番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ゾンデート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十條の五第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六條第七項の規定を適用するエクスポーザーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊧ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十條の五第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六條第十項第一号の規定を適用するエクスポーザーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊨ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十條の五第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六條第十項第二号の規定を適用するエクスポーザーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそ

㊦ 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポーザー」の項には、自己資本比率告示第六十七條に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

【加える。】

【加える。】

れぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉔ 項番10「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオルパツク方式1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉕ [略]

㉖ [略]

㉗ [略]

㉘ [略]

㉙ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法適用方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法適用方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉚ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法適用方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法適用方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ

[加える。]

㉛ [同左]

㉜ [同左]

㉝ [同左]

㉞ [同左]

㉟ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付適用方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法における外部格付適用方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㊱ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付適用方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法における外部格付適用方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポ

欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「外部格付準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

aa 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「内部格付手法における指定関数方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

bb 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

dd 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

㊦ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㊧ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

㊨ [略]
㊩ [略]
㊪ [略]
㊫ [略]
㊬ [略]
㊭ [略]
㊮ [略]
㊯ [略]
㊰ [略]
㊱ [略]
㊲ [略]
㊳ [略]
㊴ 項番8から項番10までの項及び項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前半期

㊵ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㊶ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

㊷ [同左]
㊸ [同左]
㊹ [同左]
㊺ [同左]
㊻ [同左]
㊼ [同左]
㊽ [同左]
㊾ [同左]
㊿ [同左]
[加える。]

末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番10と項番11との間に「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」及び「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」との名称の項を、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと。））。この場合においては、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁告示第七号）第七条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前半期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は、記載することを要しない。）。

(第二面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(第二面)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

<p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リスク</u>・<u>ウェイトのみなし計算</u>（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び<u>信用リスク・アセットのみなし計算</u>（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～p 略]</p> <p>(第三面)</p>	<p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー</u>（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに<u>信用リスク・アセットのみなし計算</u>（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～p 同左]</p> <p>(第三面)</p>
<p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リスク</u>・<u>ウェイトのみなし計算</u>（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び<u>信用リスク・アセットのみなし計算</u>（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～i 略]</p> <p>(第四面)</p>	<p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー</u>（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに<u>信用リスク・アセットのみなし計算</u>（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～i 同左]</p> <p>(第四面)</p>
<p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p>	<p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p>

<p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リース・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリース・ウエイトを算出することをいう。）</u>及び<u>信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）</u>に係る信用リスクは対象外とする。</p>	<p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リース・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）</u>並びに<u>信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）</u>に係る信用リスクは対象外とする。</p>
<p>【a～m 略】</p> <p>(第五面)</p>	<p>【a～m 同左】</p> <p>(第五面)</p>
<p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>リース・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリース・ウエイトを算出することをいう。）</u>に係る信用リスクは対象外とする。</p>	<p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リース・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）</u>に係る信用リスクは対象外とする。</p>
<p>【a～gg 略】</p> <p>(第六面)</p>	<p>【a～gg 同左】</p> <p>(第六面)</p>
<p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>リース・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリース・ウエイトを</u></p>	<p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リース・ウエイトを直接に判定することが</u></p>

算出することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a～z 略]

〔(第七面)～(第九面) 略〕

(第十面)

(単位：百万円)

CCR 1：手法別のカウンターパーティー信用リスク・エクスポートージャー額						
項番	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	[略]	RC	PFE	実効PFE	規制上のエクスポートージャーの算定に使用される α	信用リスク削減手法適用後のエクスポートージャー

〔(注) 略〕

〔(第十一面)～(第十六面) 略〕

(第十七面)

〔表略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [略]

できないものをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a～z 同左]

〔(第七面)～(第九面) 同左〕

(第十面)

(単位：百万円)

CCR 1：手法別のカウンターパーティー信用リスク・エクスポートージャー額						
項番	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	[同左]	再構築コスト	アドオン	実効PFE	規制上のエクスポートージャーの算定に使用される α	信用リスク削減手法適用後のエクスポートージャー

〔(注) 同左〕

〔(第十一面)～(第十六面) 同左〕

(第十七面)

〔同左〕

(注)

〔同左〕

a [同左]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十七号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号又は持株自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄には、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十七号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十七号イに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法（自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄からへ欄までには、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十七号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。

e ホ欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法の効

エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 略]

h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。

[i～1 略]

（第十八面）

【表略】

a [略]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十七号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全て

果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 同左]

h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案した後のエクスポージャーの額をロ欄又はホ欄に計上すること。また、自金融機関が当該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。

[i～1 同左]

（第十八面）

【同左】

a [同左]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十七号イに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

を満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

。ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七條第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄には、自金融機関がスポンサー(自己資本比率告示第一條第六十七号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。)として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。)の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七條第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。)の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七條第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当

。ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー(信用リスク削減手法(自己資本比率告示第七十八條第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。))の効果を勘案した後のものとする。)の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八條第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄からへ欄までには、自金融機関がスポンサー(自己資本比率告示第一條第六十七号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。)として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。)の額を記載すること。

e ホ欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー(信用リスク削減手法の効果を勘案した後のものとする。)の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八條第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 略]

h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額は左欄に計上すること。

[i~] 略]

(第十九面)

(単位：百万円)

SBC3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する 所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）		
項番		イ
		合計
[略]		
	エクスポージャーの額（算出方法別）	
6	<u>内部格付手法</u> <u>進捗方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャー	
7	<u>外部格付</u> <u>進捗方式</u> が適用される証券化エクスポージャー	

[f・g 同左]

h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案した後のエクスポージャーの額は ロ欄又はホ欄に計上すること。また、自金融機関が当該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額は左欄に計上すること。

[i~] 同左]

(第十九面)

(単位：百万円)

SBC3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する 所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）		
項番		イ
		合計
[同左]		
	エクスポージャーの額（算出方法別）	
6	<u>内部格付手法</u> における <u>外部格付</u> <u>進捗方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャー	
7	<u>内部格付手法</u> における <u>指定関数方式</u> が適用される証券化エクスポージャー	

8	標準的手法 <u>準備方式</u> が適用される証券化エクスポージャー	
9	<u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	
	信用リスク・アセットの額 (算出方法の別)	
10	<u>内部格付手法</u> 準備方式又は <u>内部評価方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
11	<u>外部格付</u> 準備方式により算出した信用リスク・アセット	
12	標準的手法 <u>準備方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
13	<u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	<u>内部格付手法</u> 準備方式又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	<u>外部格付</u> 準備方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	標準的手法 <u>準備方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

8	標準的手法が適用される証券化エクスポージャー	
9	自己資本比率告示第二百四十七条 <u>第一項の規定</u> により <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	
	信用リスク・アセットの額 (算出方法の別)	
10	<u>内部格付</u> 手法における <u>外部格付</u> 準備方式又は <u>内部評価方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
11	<u>内部格付</u> 手法における <u>指定関数方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
12	標準的手法により算出した信用リスク・アセット	
13	自己資本比率告示第二百四十七条 <u>第一項の規定</u> により <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	<u>内部格付</u> 手法における <u>外部格付</u> 準備方式又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	<u>内部格付</u> 手法における <u>指定関数方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

17	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
----	--	--	--

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 略]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (自己資本比率告示第二百六十七条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額) を記載すること。

e 「所要自己資本の額 (算出方法別)」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額 (自己資本比率告示第二百六十七条に規定するリスク・ウェイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百四十八条の二第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額) を記載すること。

f 項番9「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウェイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。

17	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
----	--	--	--

(注)

[同左]

[a～c 同左]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (自己資本比率告示第二百五十二条第一項 (自己資本比率告示第二百七十条第一項において準用する場合を含む。)) に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額) を記載すること。

e 「所要自己資本の額 (算出方法別)」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額 (自己資本比率告示第二百五十二条第一項 (自己資本比率告示第二百七十条第一項において準用する場合を含む。)) に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限及び自己資本比率告示第二百五十五条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額) を記載すること。

[加える。]

g 項番10 「内部格付手法 準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番10 「内部格付手法 準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法 準拠方式又は内部評価方式 適用分」の項イ欄の額と一致する。

h 項番11 「外部格付 準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番11 「外部格付 準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付 準拠方式 適用分」の項イ欄の額と一致する。

i 項番12 「標準的手法 準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番12 「標準的手法 準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法 準拠方式 適用分」の項イ欄の額と一致する。

j 項番13 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番13 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

k 項番14 「内部格付手法 準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー

l 項番10 「内部格付手法における外部格付 準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番10 「内部格付手法における外部格付 準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付 準拠方式又は内部評価方式 適用分」の項イ欄の額と一致する。

g 項番11 「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番11 「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式 適用分」の項イ欄の額と一致する。

h 項番12 「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番12 「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法 適用分」の項イ欄の額と一致する。

i 項番13 「自己資本比率告示第二百四十七条 第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番13 「自己資本比率告示第二百四十七条 第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

j 項番14 「内部格付手法における外部格付 準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化

に係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番14「内部格付手法」又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法」又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㊦ 項番15「外部格付」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番15「外部格付」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付」が適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㊧ 項番16「標準的手法」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番16「標準的手法」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法」が適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㊨ 項番17「1250%」のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番17「1250%」のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%」のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㊩ [略]

エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番14「内部格付」法における外部格付」又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付」法における外部格付」又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㊦ 項番15「内部格付」法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番15「内部格付」法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付」法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㊧ 項番16「標準的手法」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番16「標準的手法」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法」適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㊨ 項番17「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%」のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番17「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%」のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%」のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㊩ [同左]

2 【略】

(第二十面)

(単位：百万円)

SEC 4:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本 (自金融機関が投資家である場合)		イ 合計	【略】
項番			
【略】			
	エクスポージャーの額 (算出方法別)		
6	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		
7	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャー		
8	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー		
9	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー		
	信用リスク・アセットの額 (算出方法の別)		
10	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット		

2 【同左】

(第二十面)

(単位：百万円)

SEC 4:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本 (自金融機関が投資家である場合)		イ 合計	【同左】
項番			
【同左】			
	エクスポージャーの額 (算出方法別)		
6	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		
7	内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャー		
8	標準的手法が適用される証券化エクスポージャー		
9	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー		
	信用リスク・アセットの額 (算出方法の別)		
10	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット		

11	外部格付 <u>準備方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
12	<u>標準的手法準備方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
13	<u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	<u>内部格付手法準備方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	<u>外部格付準備方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	<u>標準的手法準備方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
17	<u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 略]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (自己資本比率告示第二百

11	内部格付手法における <u>指定関数方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
12	<u>標準的手法</u> により算出した信用リスク・アセット	
13	自己資本比率告示第二百四十七条 <u>第一項の規定</u> により <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	<u>内部格付手法</u> における <u>外部格付準備方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	<u>内部格付手法</u> における <u>指定関数方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	<u>標準的手法</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
17	自己資本比率告示第二百四十七条 <u>第一項の規定</u> により <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

(注)

[同左]

[a～c 同左]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (自己資本比率告示第二百

六十七条に規定するリスク・ウエイトに関する上限を適用する前の額) を記載すること。

- 「所要自己資本の額(算出方法別)」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額(自己資本比率告示第二百六十七条に規定するリスク・ウエイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百四十八条の第二項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額) を記載すること。

『 項番9 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番13 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウエイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。

『 項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分の項イ欄の額と一致する。

『 項番11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化

五十二条第一項(自己資本比率告示第二百七十条第一項において準用する場合を含む。)

に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額) を記載すること。

- 「所要自己資本の額(算出方法別)」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額(自己資本比率告示第二百五十二条第一項(自己資本比率告示第二百七十条第一項において準用する場合を含む。)) に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限及び自己資本比率告示第二百五十五条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額) を記載すること。

【加える。】

『 項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分の項イ欄の額と一致する。

『 項番11 「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番11 「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセット

エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番12「標準的手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番12「標準的手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓜ 項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓨ 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓩ 項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用

の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番12「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番12「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓜ 項番13「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番13「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓨ 項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓩ 項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージ

分」の項へ欄の額と一致する。

Ⓜ 項番16「標準的手法進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額及び第十九面の項番16「標準的手法進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法進捗方式適用分」の項へ欄の額と一致する。

Ⓝ 項番17「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額及び第十九面の項番17「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項へ欄の額と一致する。

Ⓞ [略]

Ⓟ [略]

【(第二十一面)～(第二十五面) 略】

ヤーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項へ欄の額と一致する。

Ⓜ 項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額及び第十九面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項へ欄の額と一致する。

Ⓝ 項番17「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額及び第十九面の項番17「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項へ欄の額と一致する。

Ⓞ [同左]

Ⓟ [同左]

【(第二十一面)～(第二十五面) 同左】

(別紙様式第九号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要			
国際様式の該当番号	イ	ロ	
		リスク・アセット	
		当四半期末	前四半期末
[略]			
8	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）		
9	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ワンデート方式）		
	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）		

(別紙様式第九号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要			
国際様式の該当番号	イ	ロ	
		リスク・アセット	
		当四半期末	前四半期末
[同左]			
	複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー		
	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー		

		リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式400%)		
10		リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (フォールバック方式1250%)		
[略]				
12		信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー		
13		うち、 <u>内部格付手法</u> <u>標準方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> 適用分		
14		うち、 <u>外部格付標準方式</u> 適用分		
15		うち、 <u>標準的手法</u> <u>標準方式</u> 適用分 うち、1250%のリスク・ウエイト適用分		
[略]				

(注)
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~r 略]

s 項番8 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (ルッ

[同左]				
[同左]				
12		信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー		
13		うち、 <u>内部格付手法</u> における <u>外部格付標準方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> 適用分		
14		うち、 <u>内部格付手法</u> における <u>指定関連方式</u> 適用分		
15		うち、 <u>標準的手法</u> <u>適用分</u> うち、1250%のリスク・ウエイト適用分		
[同左]				

(注)
[同左]

[a~r 同左]

s 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用

ク・スルー方式)」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十六条第二項の規定を適用するエクスポーザーに係る信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及び三欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊦ 項番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(ペンデント方式)」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十六条第七項の規定を適用するエクスポーザーに係る信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及び三欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊧ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(蓋然性方式250%)」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十六条第十項第一号の規定を適用するエクスポーザーに係る信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及び三欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊨ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(蓋然性方式400%)」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の

した場合にあっては、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

㊦ 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポーザー」の項には、自己資本比率告示第百六十六条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

【加える。】

【加える。】

五第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十六条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉔ 項番10「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオールバック方式1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十六条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉕ [略]

㉖ [略]

㉗ [略]

㉘ [略]

㉙ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

[加える。]

㉚ [同左]

㉛ [同左]

㉜ [同左]

㉝ [同左]

㉞ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法進捗方式又は内部評価方式適用分」の項ヘ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14 「内部格付手法進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付進捗方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11 「外部格付進捗方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付進捗方式適用分」の項ヘ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15 「外部格付進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー

2 項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付進捗方式又は内部評価方式適用分」の項ヘ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14 「内部格付手法における外部格付進捗方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

aa 項番14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11 「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

bb 項番14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ヘ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15 「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー

うち、標準的手法進地方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法進地方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

zz 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、標準的手法進地方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法進地方式」が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄に記載することを要しない。

hh 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ii 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする

うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

dd 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法」が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ff 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期

額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと。）。この場合においては、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁告示第七号）第七条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第三百十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前四半期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は、記載することを要しない。）。

【（第二面）～（第四面） 略】

【（第二面）～（第四面） 同左】

(別紙様式第十一号)

【表略】

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及びバリュエーション比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 国際様式の該当番号（以下この様式において「項番」という。）100の「G-SIB/D-SIB バックフッター比率」の項には、自己資本比率告示第十九条の二第五項各号又^レに定める比率を記載すること。

b 当期に係る別紙様式第五号の開示を行う場合には、項番8「資本保全バックフッター比率」の項の比率は同様式の項番65「うち、資本保全バックフッター比率」の項の比率と、項番9「カウンター・シクリカル・バックフッター比率」の項の比率は同様式の項番66「うち、カウンター・シクリカル・バックフッター比率」の項の比率と、項番10「G-SIB/D-SIBバックフッター比率」の項の比率は同様式の項番67「うち、G-SIB/D-SIBバックフッター比率」の項の比率と、項番11「最低連結資本バックフッター比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

c この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「ー」を記載すること。

d この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

e この様式に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

(別紙様式第十一号)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）100の「G-SIB/D-SIB バックフッター比率」の項には、自己資本比率告示第十九条の二第五項各号に定める比率を記載すること。

【加える。】

b この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「ー」を記載すること。

c この面に記載する額は、この面^レで指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

d この面に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

<p>(別紙様式第十二号) [別紙16]</p> <p>(別紙様式第十三号) [別紙17]</p>	<p>[別紙様式を加える。]</p> <p>[別紙様式を加える。]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める

改正後	改正前
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第二項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 「一〇五 略」</p> <p>六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 イ 「略」</p> <p>ロ 自己資本比率告示第二百二十四条第一項第一号から第四号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要</p> <p>「ハ〇チ 略」 「七〇九 略」</p> <p>4 第二項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項 「イ・ロ 略」</p> <p>ハ Ⅱ リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第四十七</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一〇五 同上」</p> <p>六 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 自己資本比率告示第二百五条第四項第三号から第六号までに（自己資本比率告示第二百三十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要</p> <p>「ハ〇チ 同上」 「七〇九 同上」</p> <p>4 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>ハ Ⅱ 信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百</p>

条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。
以下この条及び次条において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百二十二条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。以下この条及び次条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

(1) 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

(2) 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

(3) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

(4) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第二号に定めるリスク・

第四百二十二条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

- (5) 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百四十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

〔ニ・ホ 略〕

二 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ・ホ 略〕

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第五百五十三条第二項第二号、第二百二十四条（自己資本比率告示第九十九条及び第百一条において準用する場合に限る。）並びに第二百二十四条の四第一項第一号及び第二号（自己資本比率告示第九十九条及び第百一条において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〔ト・ヌ 略〕

二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ・ホ 同上〕

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第五百五十三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項（自己資本比率告示第九十九条、第百一条及び第百十条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〔ト・ヌ 同上〕

〔三・四 略〕

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 組合がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔(1)～(8) 略〕

(9) 自己資本比率告示第二百二十四条並びに第二百二十四条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔(10)・(11) 略〕

ロ 組合が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔(1)・(2) 略〕

(3) 自己資本比率告示第二百二十四条並びに第二百二十四条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 〔略〕

六 〔略〕

七 信用リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

〔三・四 同上〕

五 〔同上〕

イ 〔同上〕

〔(1)～(8) 同上〕

(9) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔(10)・(11) 同上〕

ロ 〔同上〕

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 〔同上〕

六 〔同上〕

七 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

- イ 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- ロ 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- ハ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- ニ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- ホ 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

八
〔略〕

八
〔同上〕

5 〔略〕	(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)
第三条 〔略〕	
2 〔略〕	
3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。	
〔一〕六 略	
七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
イ 〔略〕	
ロ 自己資本比率告示第二百二十四条第一項第一号から第四号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要	
〔ハ〕リ 略	
〔八〕十 略	
4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。	
一 〔略〕	
二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	
〔イ〕ロ 略	
ハ 信用リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額	
5 〔同上〕	(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)
第三条 〔同上〕	
2 〔同上〕	
3 〔同上〕	
〔一〕六 同上	
七 〔同上〕	
イ 〔同上〕	
ロ 自己資本比率告示第二百五条第四項第三号から第六号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要(自己資本比率告示第二百三十条第二項において準用する場合を含む。)	
〔ハ〕リ 同上	
〔八〕十 同上	
4 〔同上〕	
一 〔同上〕	
二 〔同上〕	
〔イ〕ロ 同上	
ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	

-
- (1) 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (2) 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (3) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (4) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (5) 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
-

「ニ・ホ 略」

「ニ・ホ 同上」

三 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ〕ホ 略

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第五十四条第二号、第百五十三

条第二項第二号、第二百二十四条（自己資本比率告示第九十九条及び第百一条において準用する場合に限る。）並びに第二百二十四条の四第一項第一号及び第二号（自己資本比率告示第九十九条及び第百一条において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〔ト〕ヌ 略

〔四・五 略〕

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔(1)〜(8) 略〕

(9) 自己資本比率告示第二百二十四条並びに第二百二十四条の

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ〕ホ 同上

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第五十四条第二号、第百五十三

条第二項第二号及び第二百二十三条第一項（自己資本比率告示第九十九条、第百一条及び第百十條第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〔ト〕ヌ 同上

〔四・五 同上〕

六 〔同上〕

イ 〔同上〕

〔(1)〜(8) 同上〕

(9) 自己資本比率告示第二百二十三條第一項の規定により千二

四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔10〕・〔11〕 略

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔1〕・〔2〕 略

(3) 自己資本比率告示第二百二十四条並びに第二百二十四条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 〔略〕

七 〔略〕

八 リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は

百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔10〕・〔11〕 同上

ロ 〔同上〕

〔1〕・〔2〕 同上

(3) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 〔同上〕

七 〔同上〕

八 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

<p>自己資本比率告示第四百十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>ハ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>ニ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>ホ 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>九 「略」</p> <p>5 「略」</p>	<p>九 「同上」</p> <p>5 「同上」</p>
---	-----------------------------

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末	前期末
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)			
1a+2+1c+26	普通株式に係る株主資本の額		
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額		
2	うち、利益剰余金の額		
1c	うち、自己株式の額 (△)		
26	うち、社外流出予定額 (△)		
	うち、上記以外に該当するものの額		
1b	普通株式に係る新株予約権の額		
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)		
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)			
8+9	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		
8	うち、のれんに係るものの額		
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		
10	繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額		
11	繰延ヘッジ損益の額		
12	適格引当金不足額		
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
15	前払年金費用の額		
16	自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額		
18	少数出資金融機関等の普通株式の額		
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額		
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		
20	うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・		

		ライツに係るものに限る。)に関連するものの額		
21		うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
22		特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
23		うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		
24		うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額		
25		うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
27		その他 Tier1 資本不足額		
28		普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)		
普通株式等 Tier1 資本				
29		普通株式等 Tier1 資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)		
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)				
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額		
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額		
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額		
33+35		適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
36		その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)		
その他 Tier1 資本に係る調整項目				
37		自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額		
38		意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
39		少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
40		その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
42		Tier2 資本不足額		
43		その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)		
その他 Tier1 資本				
44		その他 Tier1 資本の額((ニ) - (ホ)) (ヘ)		
Tier1 資本				

45	Tier1 資本の額((ハ) + (ヘ))	(ト)		
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)				
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額			
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額			
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額			
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額			
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額			
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額			
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)			
Tier2 資本に係る調整項目				
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額			
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)			
Tier2 資本				
58	Tier2 資本の額((チ) - (リ)) (ヌ)			
総自己資本				
59	総自己資本の額((ト) + (ヌ)) (ル)			
リスク・アセット (5)				
60	リスク・アセットの額 (ヲ)			
自己資本比率				
61	普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))			
62	Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))			
63	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))			
調整項目に係る参考事項 (6)				
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額			
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株			

	式に係る調整項目不算入額		
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)			
76	一般貸倒引当金の額		
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)			
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額		
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額		
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		

(注)

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成（銀行単体）				
国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	別紙様式 第十三号 (CC2) の参照項 目
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)				
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額			
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額			
2	うち、利益剰余金の額			
1c	うち、自己株式の額 (△)			
26	うち、社外流出予定額 (△)			
	うち、上記以外に該当するものの額			
1b	普通株式に係る新株予約権の額			
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額			
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)			
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)				
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額			
8	うち、のれんに係るものの額			
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額			
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			
11	繰延ヘッジ損益の額			
12	適格引当金不足額			
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
15	前払年金費用の額			
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額			
18	少数出資金融機関等の普通株式の額			

19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額				
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
27	その他 Tier1 資本不足額				
28	普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)				
普通株式等 Tier1 資本					
29	普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)				
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)					
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額			
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額			
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額			
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)				
その他 Tier1 資本に係る調整項目					
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額				
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				

40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
42	Tier2 資本不足額			
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)			
その他 Tier1 資本				
44	その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)			
Tier1 資本				
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)			
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)				
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額			
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額			
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額			
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額			
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額			
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額			
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)			
Tier2 資本に係る調整項目 (5)				
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額			
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
54a	少数出資金融機関等のその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、マーケット・メイク目的保有 TLAC に該当しなくなったものの額			
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)			
Tier2 資本				
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)			
総自己資本				

59	総自己資本の額((ト)+(ヌ))	(ル)			
リスク・アセット (6)					
60	リスク・アセットの額	(ヲ)			
自己資本比率及び資本バッファ― (7)					
61	普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))				
62	Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))				
63	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))				
64	最低単体資本バッファ―比率				
65	うち、資本保全バッファ―比率				
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファ―比率				
67	うち、G-SIB/D-SIB バッファ―比率				
68	単体資本バッファ―比率				
調整項目に係る参考事項 (8)					
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額				
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9)					
76	一般貸倒引当金の額				
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額				
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)					
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額				
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額			
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）			

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び銀行 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末	前期末
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)			
1a+2+1c+26	普通株式に係る株主資本の額		
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額		
2	うち、利益剰余金の額		
1c	うち、自己株式の額 (△)		
26	うち、社外流出予定額 (△)		
	うち、上記以外に該当するものの額		
1b	普通株式に係る新株予約権の額		
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		
5	普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額		
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)		
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)			
8+9	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額		
8	うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。) の額		
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		
10	繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額		
11	繰延ヘッジ損益の額		
12	適格引当金不足額		
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
15	退職給付に係る資産の額		
16	自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額		
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額		
18	少数出資金融機関等の普通株式の額		
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額		
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段の		

		うち普通株式に該当するものに関連するものの額		
20		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		
21		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。） に関連するものの額		
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額			
23		うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段の うち普通株式に該当するものに関連するものの額		
24		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		
25		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。） に関連するものの額		
27	その他 Tier1 資本不足額			
28	普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)			
普通株式等 Tier1 資本				
29	普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)			
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)				
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその 内訳		
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額		
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額		
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の 額		
34+35	その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本 に係る基礎項目の額に含まれる額			
33		うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資 本調達手段の額		
35		うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等 を除く。）の発行する資本調達手段の額		
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)			
その他 Tier1 資本に係る調整項目				
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額			
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資 本調達手段の額			

39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
42	Tier2 資本不足額		
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)		
その他 Tier1 資本			
44	その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)		
Tier1 資本			
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)		
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)			
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額		
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額		
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額		
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額		
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		
49	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額		
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額		
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額		
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額		
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)		
Tier2 資本に係る調整項目			
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額		
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)		
Tier2 資本			
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)		

総自己資本			
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ))	(ル)	
リスク・アセット (5)			
60	リスク・アセットの額	(ヲ)	
連結自己資本比率			
61	連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))		
62	連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))		
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))		
調整項目に係る参考事項 (6)			
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目 不算入額		
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式 に係る調整項目不算入額		
74	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係 るものに限る。)に係る調整項目不算入額		
75	繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整 項目不算入額		
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)			
76	一般貸倒引当金の額		
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から 事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエク スポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該 額が零を下回る場合にあつては、零とする。)		
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)			
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額		
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調 達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下 回る場合にあつては、零とする。)		
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額		
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調 達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下 回る場合にあつては、零とする。)		

(注)

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成（銀行連結・持株）				
国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	別紙様式 第十四号 (CC2) の参照項 目
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)				
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額			
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額			
2	うち、利益剰余金の額			
1c	うち、自己株式の額 (△)			
26	うち、社外流出予定額 (△)			
	うち、上記以外に該当するものの額			
1b	普通株式に係る新株予約権の額			
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額			
5	普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額			
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)			
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)				
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額			
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額			
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額			
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			
11	繰延ヘッジ損益の額			
12	適格引当金不足額			
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
15	退職給付に係る資産の額			
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			

17		意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額			
18		少数出資金融機関等の普通株式の額			
19+20+21		特定項目に係る十パーセント基準超過額			
19		うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			
20		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			
21		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
22		特定項目に係る十五パーセント基準超過額			
23		うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			
24		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			
25		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
27		その他 Tier1 資本不足額			
28		普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)			
普通株式等 Tier1 資本					
29		普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)			
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)					
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額			
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額			
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額			
34+35		その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
33+35		適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
33		うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			
35		うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社			

		等を除く。)の発行する資本調達手段の額			
36		その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二)			
その他 Tier1 資本に係る調整項目					
37		自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額			
38		意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
39		少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
40		その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
42		Tier2 資本不足額			
43		その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)			
その他 Tier1 資本					
44		その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (へ)			
Tier1 資本					
45		Tier1 資本の額 ((ハ) + (へ)) (ト)			
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)					
46		Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			
		Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額			
		Tier2 資本調達手段に係る負債の額			
		特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額			
48-49		Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
47+49		適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
47		うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			
49		うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額			
50		一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額			
50a		うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額			
50b		うち、適格引当金 Tier2 算入額			
51		Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)			
Tier2 資本に係る調整項目 (5)					
52		自己保有 Tier2 資本調達手段の額			
53		意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調			

	達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
54a	少数出資金融機関等のその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、マーケット・メイク目的保有 TLAC に該当しなくなったものの額			
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)			
Tier2 資本				
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)			
総自己資本				
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)			
リスク・アセット (6)				
60	リスク・アセットの額 (ヲ)			
連結自己資本比率及び資本バッファ (7)				
61	連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))			
62	連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))			
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))			
64	最低連結資本バッファ比率			
65	うち、資本保全バッファ比率			
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率			
67	うち、G-SIB/D-SIB バッファ比率			
68	連結資本バッファ比率			
調整項目に係る参考事項 (8)				
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額			
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額			
74	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額			
75	繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額			
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9)				

76	一般貸倒引当金の額			
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額			
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額			
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)				
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額			
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額			
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、銀行 TLAC 告示及び銀行持株会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

[別紙5]

1	発行者	
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	
	規制上の取扱い（1）	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者（2）	
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（3）	
	連結自己資本比率	
	単体自己資本比率	
9	額面総額（4）	
10	表示される科目の区分（5）	
	連結貸借対照表	
	単体貸借対照表	
11	発行日（6）	
12	償還期限の有無	
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	
15	初回償還可能日及びその償還金額（7）	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（8）	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要（9）	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別（10）	
18	配当率又は利率（11）	
19	配当等停止条項の有無（12）	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無（13）	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	
24	転換が生じる場合（14）	
25	転換の範囲（15）	

26	転換の比率 (16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無 (17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (18)	
31	元本の削減が生じる場合 (19)	
32	元本の削減が生じる範囲 (20)	
33	元本回復特約の有無 (21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 (22)	
36	非充足資本要件の有無 (23)	
37	非充足資本要件の内容 (23)	

(注)

[別紙6]

CCA：自己資本等の調達手段に関する契約内容の概要		
1	発行者	
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	
3a	外国法令に準拠する手段（その他外部 TLAC 調達手段に限る。）（1）	
	規制上の取扱い（2）	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者（3）	
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（4）	
	連結自己資本比率	
	単体自己資本比率	
9	額面総額（5）	
10	表示される科目の区分（6）	
	連結貸借対照表	
	単体貸借対照表	
11	発行日（7）	
12	償還期限の有無	
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	
15	初回償還可能日及びその償還金額（8）	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（9）	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要（10）	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別（11）	
18	配当率又は利率（12）	
19	配当等停止条項の有無（13）	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無（14）	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	

24	転換が生じる場合 (15)	
25	転換の範囲 (16)	
26	転換の比率 (17)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無 (18)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (19)	
31	元本の削減が生じる場合 (20)	
32	元本の削減が生じる範囲 (21)	
33	元本回復特約の有無 (22)	
34	その概要	
34a	劣後性的手段 (23)	
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部 TLAC 調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 (24)	
36	非充足資本等要件の有無 (25)	
37	非充足資本等要件の内容 (25)	

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、銀行 TLAC 告示及び銀行持株会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

(単位：百万円)

CC2：貸借対照表の科目と自己資本の構成に関する開示項目の対応関係			
項目	イ	ロ	ハ
	公表 貸借対照表	規制上の連結範囲 に基づく連結貸借 対照表	別紙様式第一号を 参照する番号又は 記号
資産の部			
現金預け金			
コールローン及び買入手形			
買現先勘定			
債券貸借取引支払保証金			
買入金銭債権			
特定取引資産			
商品有価証券			
金銭の信託			
有価証券			
貸出金			
外国為替			
その他資産			
有形固定資産			
無形固定資産			
繰延税金資産			
再評価に係る繰延税金資産			
支払承諾見返			
貸倒引当金			
……			
資産の部合計			
負債の部			
預金			
譲渡性預金			
コールマネー及び売渡手形			
売現先勘定			
債券貸借取引受入担保金			
コマーシャル・ペーパー			

特定取引負債			
借入金			
外国為替			
短期社債			
社債			
新株予約権付社債			
信託勘定借			
その他負債			
賞与引当金			
役員賞与引当金			
退職給付引当金			
役員退職慰労引当金			
その他の引当金			
特別法上の引当金			
繰延税金負債			
再評価に係る繰延税金負債			
支払承諾			
……			
負債の部合計			
純資産の部			
資本金			
資本剰余金			
利益剰余金			
自己株式			
その他有価証券評価差額金			
繰延ヘッジ損益			
土地再評価差額金			
……			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例による。

- a この様式の各項の内訳は、自金融機関の財務諸表に基づく貸借対照表（以下この様式において「公表貸借対照表」という。）で使用されている勘定科目名に従うこと。
- b イ欄には、公表貸借対照表の内容を記載すること。
- c 自己資本比率告示第十五条ただし書に該当し、かつ、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が異なる銀行に限り、ロ欄には、自己資本比率告示第三条の規定により作成した連結財務諸表に基づく連結貸借対照表（以下この様式において「規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表」という。）の内容を、公表貸借対照表の勘定科目に応じて記載すること。それ以外の銀行にあっては、ロ欄を記載することを要しない。
- d ロ欄を記載する場合において、規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表に、公表貸借対照表で使用されていない項目があるときは、項を追加し、当該項のイ欄には「-」を記載すること。
- e ハ欄には、この様式と別紙様式第一号との対応関係を示すため、当該様式において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合には、記載することを要しない。）。
- f 公表貸借対照表の勘定科目が別紙様式第一号の項目のいずれに相当するかについての説明については、適宜、付表を作成してこの様式に添付するものとする。付表を用いる場合には、この様式と当該付表との対応関係を示すため、ニ欄を設けた上、相互に共通する任意の番号又は記号を当該付表及びこの様式のニ欄に記載すること。
- g 自己資本比率告示第十五条ただし書に該当し、かつ、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一である銀行にあっては、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一であることを欄外に記載すること。
- h この様式で指定する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- i 銀行が、当期において公表貸借対照表を作成していない場合には、この様式を記載することを要しない。

(単位：百万円)

CC2：連結貸借対照表の科目と自己資本の構成に関する開示項目の対応関係			
項目	イ	ロ	ハ
	公表 連結貸借対照表	規制上の連結範囲 に基づく連結貸借 対照表	別紙様式第五号を 参照する番号又は 記号
資産の部			
現金預け金			
コールローン及び買入手形			
買現先勘定			
債券貸借取引支払保証金			
買入金銭債権			
特定取引資産			
商品有価証券			
金銭の信託			
有価証券			
貸出金			
外国為替			
その他資産			
有形固定資産			
無形固定資産			
繰延税金資産			
再評価に係る繰延税金資産			
支払承諾見返			
貸倒引当金			
……			
資産の部合計			
負債の部			
預金			
譲渡性預金			
コールマネー及び売渡手形			
売現先勘定			
債券貸借取引受入担保金			
コマーシャル・ペーパー			

特定取引負債			
借入金			
外国為替			
短期社債			
社債			
新株予約権付社債			
信託勘定借			
その他負債			
賞与引当金			
役員賞与引当金			
退職給付引当金			
役員退職慰労引当金			
その他の引当金			
特別法上の引当金			
繰延税金負債			
再評価に係る繰延税金負債			
支払承諾			
……			
負債の部合計			
純資産の部			
資本金			
資本剰余金			
利益剰余金			
自己株式			
その他有価証券評価差額金			
繰延ヘッジ損益			
土地再評価差額金			
……			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例による。

- a この様式の各項の内訳は、自金融機関の連結財務諸表に基づく連結貸借対照表（以下この様式において「公表連結貸借対照表」という。）の勘定科目名に従うこと。
- b イ欄には、公表連結貸借対照表の内容を記載すること。
- c ロ欄には、自己資本比率告示第三条又は持株自己資本比率告示第三条の規定により作成した連結財務諸表に基づく連結貸借対照表（以下この様式において「規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表」という。）の内容を、公表連結貸借対照表の勘定科目に応じて記載すること。
- d ロ欄に記載する場合において、規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表に、公表連結貸借対照表で使用されていない項目がある場合には、項を追加し、当該項のイ欄には「-」を記載すること。
- e ハ欄には、この様式と別紙様式第五号との対応関係を示すため、当該様式において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合には、記載することを要しない）。
- f 公表連結貸借対照表の勘定科目が別紙様式第五号の項目のいずれに相当するかについての説明については、適宜、付表を作成してこの様式に添付するものとする。付表を用いる場合には、この様式と当該付表との対応関係を示すため、ニ欄を設けた上、相互に共通する任意の番号又は記号を付表及びこの様式のニ欄に記載すること。
- g 会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一である銀行にあつては、ロ欄を記載することを要しない。この場合には、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一であることを欄外に記載すること。
- h この様式で指定する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- i 銀行又は銀行持株会社が、当期において公表連結貸借対照表を作成していない場合には、この様式を記載することを要しない。

(単位：百万円、%)

TLAC 1 : TLAC の構成			
国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ
		当期末	前期末
想定される処理方針について (1)			
...			
自己資本比率規制上の外部 TLAC (2)			
1	普通株式等 Tier1 資本の額 (イ)		
2	TLAC 調整項目適用前のその他 Tier1 資本の額 (ロ)		
3	子会社発行の TLAC 非適格その他 Tier1 資本の額 (ハ)		
4	その他のその他 Tier1 資本に係る調整項目 (ニ)		
5	外部 TLAC 適格のその他 Tier1 資本の額 ((ロ) - (ハ) - (ニ)) (ホ)		
6	TLAC 調整項目適用前の Tier2 資本の額 (ヘ)		
7	残存期間が 1 年以上 5 年以下の Tier2 資本のうち、自己資本比 率の算定上控除されている額 (ト)		
8	子会社発行の TLAC 非適格 Tier2 資本の額 (チ)		
9	その他の Tier2 資本に係る調整項目 (リ)		
10	外部 TLAC 適格の Tier2 資本の額 ((ヘ) - (ト) - (チ) - (リ)) (ヌ)		
11	自己資本比率規制上の外部 TLAC の額 ((イ) + (ホ) + (ヌ)) (ル)		
自己資本比率規制外の外部 TLAC (3)			
12	その他外部 TLAC の額 (ヲ)		
13	特例外部 TLAC 調達手段 (=劣後性要件を除く全ての外部 TLAC 適格要件を満たすもの) の総額		
14	特例外部 TLAC 調達手段のうち、外部 TLAC への算入が認められ ている額		
15	TLAC 完全適用以前に資金調達ビークルによって発行された外部 TLAC		
16	資本再構築のための事前のコミットメント相当額 (ワ)		
17	調整項目適用前の自己資本比率規制外の外部 TLAC の額 ((ヲ) + (ワ)) (カ)		
自己資本比率規制外の外部 TLAC (調整項目) (4)			

18	外部 TLAC の額 (調整前) ((ル) + (カ))	(ヨ)		
19	破綻処理グループ間のエクスポージャー	(タ)		
20	自己保有のその他 TLAC 負債の額	(レ)		
21	その他調整項目	(ソ)		
22	外部 TLAC の額 (調整後) ((ヨ) - (タ) - (レ) - (ソ))	(ツ)		
リスク・アセットの額及び総エクスポージャー (5)				
23	リスク・アセットの額	(ネ)		
24	総エクスポージャーの額	(ナ)		
外部 TLAC 比率及び資本バッファ (6)				
25	資本バッファ勘案前のリスク・アセットベース外部 TLAC 比率 ((ツ) / (ネ))			
25a	リスク・アセットベース外部 TLAC 比率			
26	総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率 ((ツ) / (ナ))			
27	連結資本バッファ比率			
28	最低連結資本バッファ比率			
29	うち、資本保全バッファ比率			
30	うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率			
31	うち、G-SIB/D-SIB バッファ比率			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、銀行 TLAC 告示及び銀行持株会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面は、自金融機関が TLAC 規制対象銀行又は TLAC 規制対象銀行持株会社でない場合には、作成することを要しない。
- b この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること。
- c この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- d この面に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- e この面における口欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄を記載することを要しない。

(1) 想定される処理方針について

自金融機関を含むグループ全体に係る想定される処理方針 (SPE アプローチ又は MPE アプローチ

のいずれか) を記載した上、必要に応じて補足説明を記載すること。

(2) 自己資本比率規制上の外部 TLAC

- a 当期に係る別紙様式第五号の開示を行う場合には、項番 1「普通株式等 Tier1 資本の額」の項の額は同様式の項番 29「普通株式等 Tier1 資本の額」の項の額と、項番 2「TLAC 調整項目適用前のその他 Tier1 資本の額」の項の額は同様式の項番 44「その他 Tier1 資本の額」の項の額と、項番 6「TLAC 調整項目適用前の Tier2 資本の額」の項の額は同様式の項番 58「Tier2 資本の額」の項の額と、それぞれ一致する。
- b 項番 3「子会社発行の TLAC 非適格その他 Tier1 資本の額」の項には、自金融機関の連結子会社が自金融機関以外の第三者に発行しているその他 Tier1 資本で、自金融機関の自己資本比率の算出に当たってその他 Tier1 資本の額に算入されている額を記載すること。ただし、平成三十四年三月三十一日前は、記載することを要しない。
- c 項番 4「その他のその他 Tier1 資本に係る調整項目」の項には、自己資本比率告示第六条第一項第一号から第三号まで又は持株自己資本比率告示第六条第一項第一号から第三号までに掲げる額のうち銀行 TLAC 告示第四条第一項第二号から第四号まで又は銀行持株会社 TLAC 告示第四条第一項第二号から第四号までに掲げる額に該当しないものの額及び自己資本比率告示第六条第一項第五号又は持株自己資本比率告示第六条第一項第五号に掲げるその他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額（ただし、平成三十四年三月三十一日前において、銀行 TLAC 告示附則第四条第一項又は銀行持株会社 TLAC 告示附則第四条第一項の規定によりその他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額を外部 TLAC に係る基礎項目の額に算入する場合には、計上することを要しない。）の合計額を記載すること。
- d 項番 7「残存期間が 1 年以上 5 年以下の Tier2 資本のうち、自己資本比率の算定上控除されている額」の項には、Tier2 資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が一年以上五年以内であるものにつき、自己資本比率告示第七条第一項柱書ただし書又は持株自己資本比率告示第七条第一項柱書ただし書の規定による調整を行った後の額から当該調整を行う前の額を控除した額を負数で記載すること。
- e 項番 8「子会社発行の TLAC 非適格 Tier2 資本の額」の項には、自金融機関の連結子会社が自金融機関以外の第三者に発行している Tier2 資本で、自金融機関の自己資本比率の算出に当たって Tier2 資本の額に算入されている額を記載すること。ただし、平成三十四年三月三十一日前は、記載することを要しない。
- f 項番 9「その他の Tier2 資本に係る調整項目」の項には、自己資本比率告示第七条第一項第一号から第三号まで又は持株自己資本比率告示第七条第一項第一号から第三号までに掲げる額のうち銀行 TLAC 告示第四条第一項第五号から第七号まで又は銀行持株会社 TLAC 告示第四条第一項第五号から第七号までに掲げる額に該当しないものの額及び自己資本比率告示第七条第一項第五号又は持株自己資本比率告示第七条第一項第五号に掲げる Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額（ただし、平成三十四年三月三十一日前において、銀行 TLAC 告示附則第四条第二項又は銀行持株会社 TLAC 告示附則第四条第二項の規定により Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分

等の額を外部 TLAC に係る基礎項目の額に算入する場合には、計上することを要しない。) の合計額を記載すること。

(3) 自己資本比率規制外の外部 TLAC

- a 項番 12「その他外部 TLAC の額」の項には、その他外部 TLAC 調達手段の額の合計額を記載すること。
- b 項番 16「資本再構築のための事前のコミットメント相当額」の項には、自金融機関が銀行 TLAC 告示第二条第二項の規定を適用して外部 TLAC 比率を算出している場合には同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を、自金融機関が銀行持株会社 TLAC 告示第二条第二項の規定を適用して外部 TLAC 比率を算出している場合には同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ記載すること。

(4) 自己資本比率規制外の外部 TLAC (調整項目)

- a 項番 19「破綻処理グループ間のエクスポージャー」の項には、自金融機関を含むグループに係る想定される処理方針が MPE アプローチである場合における銀行 TLAC 告示第四条第二項第五号又は銀行持株会社 TLAC 告示第四条第二項第五号に掲げる額の合計額を記載すること。
- b 項番 20「自己保有のその他 TLAC 負債」の項には、銀行 TLAC 告示第四条第二項第四号又は銀行持株会社 TLAC 告示第四条第二項第四号に掲げる自己保有その他外部 TLAC 関連調達手段の額を記載すること。
- c 項番 22「外部 TLAC の額 (調整後)」の項の額は、当期に係る別紙様式第十六号の開示を行う場合には、同様式の項番 1「外部 TLAC の額」の項の額と一致する。

(5) リスク・アセットの額及び総エクスポージャー

- a 当期に係る別紙様式第十号の開示を行う場合には、項番 23「リスク・アセットの額」の項の額は同様式の項番 4「リスク・アセットの額」の項の額と、項番 24「総エクスポージャーの額」の項の額は同様式の項番 13「総エクスポージャーの額」の項の額と、それぞれ一致する。
- b 当期に係る別紙様式第十六号の開示を行う場合には、項番 23「リスク・アセットの額」の項の額は同様式の項番 2「リスク・アセットの額」の項の額と、項番 24「総エクスポージャーの額」の項の額は同様式の項番 4「総エクスポージャーの額」の項の額と、それぞれ一致する。
- c 自金融機関を含むグループに係る想定される処理方針が SPE アプローチである場合において、当期に係る別紙様式第五号の開示を行うときは、項番 23「リスク・アセットの額」の項の額は、同様式の項番 60「リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

(6) 外部 TLAC 比率及び資本バッファー

- a 当期に係る別紙様式第十六号の開示を行う場合には、項番 25a「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の比率は同様式の項番 3a「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の比率と、項番 26「総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率」の項の比率は同様式の項番 5「総エ

- クスポートジャーベース外部 TLAC 比率」の項の比率と、それぞれ一致する。
- b 項番 25a 「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項には、項番 25 「資本バッファ案前のリスク・アセットベース外部 TLAC 比率」から、項番 27 「連結資本バッファ比率」と項番 28 「最低連結資本バッファ比率」のいずれか小さい比率を控除して得られる比率を記載する。
 - c 項番 27 「連結資本バッファ比率」の項の比率は、自己資本比率告示第七条の二第二項又は持株自己資本比率告示第七条の二第二項の規定により算出した資本バッファに係る普通株式等 Tier1 資本の額を項番 23 「リスク・アセットの額」の項の額で除して得られる比率を記載すること。なお、当期に係る別紙様式第五号の開示を行う場合には、同様式の項番 68 「連結資本バッファ比率」の項の比率と一致し、当期に係る別紙様式第十号の開示を行う場合には、同様式の項番 12 「連結資本バッファ比率」の項の比率と一致する。
 - d 当期に係る別紙様式第十号の開示を行う場合には、項番 28 「最低連結資本バッファ比率」の項の比率は同様式の項番 11 「最低連結資本バッファ比率」の項の比率と、項番 29 「うち、資本保全バッファ比率」の項の比率は同様式の項番 8 「資本保全バッファ比率」の項の比率と、項番 30 「うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率」の項の比率は同様式の項番 9 「カウンター・シクリカル・バッファ比率」の項の比率と、項番 31 「うち、G-SIB/D-SIB バッファ比率」の項の比率は同様式の項番 10 「G-SIB/D-SIB バッファ比率」の項の比率と、それぞれ一致する。
 - e 項番 28 から項番 31 までの項は、銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等にあつては、記載することを要しない。

TLAC 2：内部 TLAC 等の債権者順位 (主要子会社別)

[主要子会社グループに含まれる子会社の名称]

国際様式の該当番号	項目	債権者順位						合計	
		1 最劣後	1 最劣後	(略)	…	(略)	n 最優先		n 最優先
1	破綻処理対象法人が債権者か否か	✓	—				✓	—	
2	債権者順位に関する説明								
3	資本及び負債の合計 (信用リスク削減手法勘案後) (イ)								
4	うち除外債務 (ロ)								
5	資本及び負債の合計 (除外債務控除後) ((イ) — (ロ))								
6	うち内部 TLAC 適格のもの								
7	残存期間 1年以上2年未満								
8	2年以上5年未満								
9	5年以上10年未満								
10	10年以上 (永久債を除く)								
11	満期がないもの (永久債を含む)								

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、銀行 TLAC 告示及び銀行持株会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面は、自金融機関が TLAC 規制対象銀行又は TLAC 規制対象銀行持株会社でない場合には、作成することを要しない。
- b この面は、自金融機関に係る主要子会社（外国に所在する子会社に対して当該外国において最低所要内部 TLAC 額に係る基準に準ずる基準が適用されている場合における当該子会社を含む。以下この面において同じ。）及び当該主要子会社に係る主要子会社グループに含まれる子会社ごとに記載することを要する。ただし、主要子会社の子会社であって、その他内部 TLAC 調達手段を発行していない子会社については、作成することを要しない。
- c この面において債権者順位とは、破産手続における法的な債権者順位をいう。普通株式に相当するものを「最劣後」の欄に記載し、その他内部 TLAC 調達手段のうち最も債権者順位が高いもの及びこれと同順位のことを「最優先」の欄に記載するものとする（したがって、その他内部 TLAC 調達手段よりも優先順位が高い負債については、記載することを要しない。）。
- d 項番 2「債権者順位に関する説明」の項には、説明を任意の方法で記載すること。
- e 項番 3「資本及び負債の合計（信用リスク削減手法勘案後）」の項には、自金融機関の主要子会社の資本及び負債の額（信用リスク削減手法を勘案した額とする。）を、債権者順位ごとに、その債権者（株主を含む。以下この面において同じ。）が自金融機関かそれ以外かに応じて、それぞれ記載すること。債権者たる当該主要子会社の親会社等が自金融機関の子会社等である場合には、自金融機関を債権者とみなして記載すること。
- f 項番 6「うち内部 TLAC 適格のもの」の項には、銀行 TLAC 告示又は銀行持株会社 TLAC 告示の規定により内部 TLAC に係る基礎項目の額に算入可能なものの額を、債権者順位ごとに、その債権者が自金融機関かそれ以外かに応じて、それぞれ記載すること。債権者たる当該主要子会社の親会社等が自金融機関の子会社等である場合には、自金融機関を債権者とみなして記載すること。
- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること。
- h この面に記載する額は、額面価額とし、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第三面)

(単位：百万円)

TLAC 3：外部 TLAC 等の債権者順位

国際様式の該当番号	項目	債権者順位						合計	
		1 最劣後	2	(略)	…	(略)	n 最優先		
1	債権者の優先順位に関する説明								
2	資本及び負債の合計 (信用リスク削減手法勘案後)	(イ)							
	うち除外債務	(ロ)							
4	資本及び負債の合計 (除外債務控除後) ((イ) - (ロ))								
5	うち外部 TLAC 適格のもの								
									1年以上 2年未満
									2年以上 5年未満
									5年以上 10年未満
									10年以上 (永久債を除く)
満期がないもの (永久債を含む)									
6									
7									
8									
9									
10									

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、銀行 TLAC 告示及び銀行持株会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面は、自金融機関が TLAC 規制対象銀行又は TLAC 規制対象銀行持株会社でない場合には、作成することを要しない。
- b この面において債権者順位とは、破産手続における法的な債権者順位をいう。普通株式に相当するものを「最劣後」の欄に記載し、その他外部 TLAC 調達手段のうち最も債権者順位が高いもの及びこれと同順位のことを「最優先」の欄に記載するものとする（したがって、その他外部 TLAC 調達手段よりも優先順位が高い負債については、記載することを要しない。）。
- c 項番 1「債権者順位に関する説明」の項には、説明を任意の方法で記載すること。
- d 項番 2「資本及び負債の合計（信用リスク削減手法勘案後）」の項には、自金融機関が外部に発行している資本及び負債の額（信用リスク削減手法を勘案した額とする。）を、債権者順位ごとにそれぞれ記載すること。
- e 項番 5「うち外部 TLAC 適格のもの」の項には、銀行 TLAC 告示又は銀行持株会社 TLAC 告示の規定により外部 TLAC に係る基礎項目の額に算入可能なものの額を記載すること。
- f この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること。
- g この面に記載する額は、額面価額とし、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円、%)

KM 2：主要な指標 (TLAC 要件)						
国際様式 の該当 番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期末	前四半 期末	前々四 半期末	ハの前 四半期 末	ニの前 四半期 末
1	外部 TLAC の額					
2	リスク・アセットの額					
3	資本バッファ勘案前のリスク・アセット ベース外部 TLAC 比率					
3a	リスク・アセットベース外部 TLAC 比率					
4	総エクスポージャーの額					
5	総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率					
6a	法令の規定に基づいて除外債務がペイルイ ンの対象から除外される法域か否か					
6b	特例外部 TLAC 調達手段が認められる法域 か否か					
6c	特例外部 TLAC 調達手段のうちその他外部 TLAC 調達手段に相当するとして認められ ているものが占める割合					

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この様式は、自金融機関が TLAC 規制対象銀行又は TLAC 規制対象銀行持株会社でない場合には、作成することを要しない。
- b 項番 1「外部 TLAC の額」の項の額は、当期に係る別紙様式第十五号第一面の開示を行う場合には、同面の項番 22「外部 TLAC の額（調整後）」の項の額（当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の額）と一致する。
- c 項番 2「リスク・アセットの額」の項の額は、当期に係る別紙様式第十五号第一面の開示を行う場合には、同面の項番 23「リスク・アセットの額」の項の額（当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の額）と一致する。
- d 項番 3「資本バッファ勘案前のリスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の比率は、当期に係る別紙様式第十五号第一面の開示を行う場合には、同面の項番 25「資本バッファ勘案前のリスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の比率（当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の比率）と一致する。
- e 項番 3a「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の比率は、当期に係る別紙様式第十五号第

- 一面の開示を行う場合には、同面の項番 25a「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の比率（当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の比率）と一致する。
- f 項番 4「総エクスポージャーの額」の項の額は、当期に係る別紙様式第十五号第一面の開示を行う場合には、同面の項番 24「総エクスポージャーの額」の項の額（当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の額）と一致する。
- g 項番 5「総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率」の項の比率は、当期に係る別紙様式第十五号第一面の開示を行う場合には、同面の項番 26「総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率」の項の比率（当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の比率）と一致する。
- h この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること。
- i この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- j この様式に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- k ロ欄からホ欄までにつき、「前四半期末」、「前々四半期末」、「ハの前四半期末」及び「ニの前四半期末」がそれぞれ平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄を記載することを要しない。

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末	前期末
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)			
1a+2-1c-26	普通出資に係る会員勘定の額		
1a	うち、出資金及び資本剰余金の額		
2	うち、利益剰余金の額		
26	うち、外部流出予定額 (△)		
	うち、上記以外に該当するものの額		
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		
6	普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)		
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)			
8+9	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		
8	うち、のれんに係るものの額		
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		
10	繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額		
11	繰延ヘッジ損益の額		
12	適格引当金不足額		
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
15	前払年金費用の額		
16	自己保有普通出資 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額		
18	少数出資金融機関等の普通出資の額		
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額		
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額		
20	うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額		
21	うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		

22		特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
23		うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額		
24		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		
25		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
27		その他 Tier1 資本不足額		
28		普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)		
普通出資等 Tier1 資本				
29		普通出資等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)		
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)				
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳		
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額		
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額		
33+35		適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
36		その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二)		
その他 Tier1 資本に係る調整項目				
37		自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額		
38		意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
39		少数出資金金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
40		その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
42		Tier2 資本不足額		
43		その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)		
その他 Tier1 資本				
44		その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)		
Tier1 資本				
45		Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)		
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)				
46		Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳		

	Tier2 資本調達手段に係る負債の額		
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額		
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額		
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額		
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額		
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)		
Tier2 資本に係る調整項目			
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額		
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)		
Tier2 資本			
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)		
総自己資本			
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)		
リスク・アセット (5)			
60	リスク・アセットの額 (ヲ)		
自己資本比率			
61	普通出資等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))		
62	Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))		
63	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))		
調整項目に係る参考事項 (6)			
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額		
74	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		
75	繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整		

	項目不算入額		
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)			
76	一般貸倒引当金の額		
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
78	信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)			
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額		
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額		
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		

(注)

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成（単体）				
国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	別紙様式 第十二号 (CC2) の参照項 目
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)				
1a+2-1c-26	普通出資に係る会員勘定の額			
1a	うち、出資金及び資本剰余金の額			
2	うち、利益剰余金の額			
26	うち、外部流出予定額 (△)			
	うち、上記以外に該当するものの額			
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額			
6	普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)			
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)				
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額			
8	うち、のれんに係るものの額			
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額			
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			
11	繰延ヘッジ損益の額			
12	適格引当金不足額			
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
15	前払年金費用の額			
16	自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額			
18	少数出資金融機関等の普通出資の額			
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額			
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手			

		段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額			
20		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			
21		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
22		特定項目に係る十五パーセント基準超過額			
23		うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額			
24		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			
25		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
27		その他 Tier1 資本不足額			
28		普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)			
普通出資等 Tier1 資本					
29		普通出資等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)			
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)					
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳			
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額			
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額			
33+35		適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
36		その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)			
その他 Tier1 資本に係る調整項目					
37		自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額			
38		意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
39		少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
40		その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
42		Tier2 資本不足額			
43		その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)			

その他 Tier1 資本				
44	その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ))	(へ)		
Tier1 資本				
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (へ))	(ト)		
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)				
46	Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳			
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額			
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額			
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額			
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額			
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額			
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額		(チ)	
Tier2 資本に係る調整項目 (5)				
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額			
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
57	Tier2 資本に係る調整項目の額		(リ)	
Tier2 資本				
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ))		(ヌ)	
総自己資本				
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ))		(ル)	
リスク・アセット (6)				
60	リスク・アセットの額		(ヲ)	
自己資本比率及び資本バッファ (7)				
61	普通出資等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))			
62	Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))			
63	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))			

64	最低単体資本バッファ比率			
65	うち、資本保全バッファ比率			
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率			
67	うち、G-SIB/D-SIB バッファ比率			
68	単体資本バッファ比率			
調整項目に係る参考事項 (8)				
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額			
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額			
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額			
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額			
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9)				
76	一般貸倒引当金の額			
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額			
78	信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額			
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)				
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額			
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額			
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末	前期末
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)			
1a+2+26	普通出資に係る会員勘定の額		
1a	うち、出資金及び資本剰余金の額		
2	うち、利益剰余金の額		
26	うち、外部流出予定額 (△)		
	うち、上記以外に該当するものの額		
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		
5	普通出資等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額		
6	普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)		
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)			
8+9	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		
8	うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額		
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		
10	繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額		
11	繰延ヘッジ損益の額		
12	適格引当金不足額		
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
15	退職給付に係る資産の額		
16	自己保有普通出資 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額		
18	少数出資金融機関等の普通出資の額		
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額		
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額		
20	うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額		

21		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。） に関連するものの額		
22		特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
23		うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段の うち普通出資に該当するものに関連するものの額		
24		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		
25		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。） に関連するものの額		
27		その他 Tier1 資本不足額		
28		普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)		
普通出資等 Tier1 資本				
29		普通出資等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)		
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)				
30	31	その他 Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその 内訳		
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額		
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の 額		
34+35		その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額		
33+35		適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本 に係る基礎項目の額に含まれる額		
33		うち、信用金庫連合会及び信用金庫連合会の特別目 的会社等の発行する資本調達手段の額		
35		うち、信用金庫連合会の連結子法人等（信用金庫連 合会の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調 達手段の額		
36		その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)		
その他 Tier1 資本に係る調整項目				
37		自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額		
38		意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資 本調達手段の額		
39		少数出資金金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
40		その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
42		Tier2 資本不足額		

43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額	(ホ)		
その他 Tier1 資本				
44	その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ))	(へ)		
Tier1 資本				
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (へ))	(ト)		
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)				
46	Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳			
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額			
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額			
48・49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
47	うち、信用金庫連合会及び信用金庫連合会の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			
49	うち、信用金庫連合会の連結子法人等（信用金庫連合会の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額			
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額			
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額			
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額			
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額	(チ)		
Tier2 資本に係る調整項目				
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額			
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
57	Tier2 資本に係る調整項目の額	(リ)		
Tier2 資本				
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ))	(ヌ)		
総自己資本				
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ))	(ル)		
リスク・アセット (5)				

60	リスク・アセットの額 (ヲ)		
連結自己資本比率			
61	連結普通出資等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))		
62	連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))		
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))		
調整項目に係る参考事項 (6)			
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目 不算入額		
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出 資に係る調整項目不算入額		
74	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係 るものに限る。)に係る調整項目不算入額		
75	繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整 項目不算入額		
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)			
76	一般貸倒引当金の額		
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
78	信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合におい て、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポ ージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額 の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあつ ては、零とする。)		
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)			
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額		
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調 達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下 回る場合にあっては、零とする。)		
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額		
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調 達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下 回る場合にあっては、零とする。)		

(注)

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成（連結）				
国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	別紙様式 第十三号 (CC2) の参照項 目
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)				
1a+2-1c-26	普通出資に係る会員勘定の額			
1a	うち、出資金及び資本剰余金の額			
2	うち、利益剰余金の額			
26	うち、外部流出予定額 (△)			
	うち、上記以外に該当するものの額			
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額			
5	普通出資等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額			
6	普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)			
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)				
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額			
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額			
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額			
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			
11	繰延ヘッジ損益の額			
12	適格引当金不足額			
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
15	退職給付に係る資産の額			
16	自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額			
18	少数出資金融機関等の普通出資の額			

19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額				
19		うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額			
20		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			
21		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
23		うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額			
24		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			
25		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
27	その他 Tier1 資本不足額				
28	普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)				
普通出資等 Tier1 資本					
29	普通出資等 Tier1 資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)				
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)					
30	31	その他 Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳			
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額			
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額			
34-35	その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額				
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
33		うち、信用金庫連合会及び信用金庫連合会の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			
35		うち、信用金庫連合会の連結子法人等（信用金庫連合会の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額			
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)				

その他 Tier1 資本に係る調整項目				
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額			
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
42	Tier2 資本不足額			
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)			
その他 Tier1 資本				
44	その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)			
Tier1 資本				
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)			
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)				
46	Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳			
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額			
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額			
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
47	うち、信用金庫連合会及び信用金庫連合会の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			
49	うち、信用金庫連合会の連結子法人等（信用金庫連合会の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額			
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額			
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額			
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額			
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)			
Tier2 資本に係る調整項目 (5)				
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額			
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他			

	外部 TLAC 関連調達手段の額			
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)			
Tier2 資本				
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)			
総自己資本				
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)			
リスク・アセット (6)				
60	リスク・アセットの額 (ヲ)			
連結自己資本比率及び資本バッファ (7)				
61	連結普通出資等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))			
62	連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))			
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))			
64	最低連結資本バッファ比率			
65	うち、資本保全バッファ比率			
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率			
67	うち、G-SIB/D-SIB バッファ比率			
68	連結資本バッファ比率			
調整項目に係る参考事項 (8)				
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額			
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額			
74	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額			
75	繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額			
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9)				
76	一般貸倒引当金の額			
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額			
78	信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損			

	失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額			
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)				
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額			
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額			
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(単位：百万円)

CC2：貸借対照表の科目と自己資本の構成に関する開示項目の対応関係			
項目	イ	ロ	ハ
	公表 貸借対照表	規制上の連結範囲 に基づく連結貸借 対照表	別紙様式第三号を 参照する番号又は 記号
資産の部			
現金預け金			
コールローン及び買入手形			
買現先勘定			
債券貸借取引支払保証金			
買入金銭債権			
特定取引資産			
商品有価証券			
金銭の信託			
有価証券			
貸出金			
外国為替			
その他資産			
有形固定資産			
無形固定資産			
繰延税金資産			
再評価に係る繰延税金資産			
支払承諾見返			
貸倒引当金			
……			
資産の部合計			
負債の部			
預金			
譲渡性預金			
コールマネー及び売渡手形			
売現先勘定			
債券貸借取引受入担保金			
コマーシャル・ペーパー			

特定取引負債			
借入金			
外国為替			
短期社債			
社債			
新株予約権付社債			
信託勘定借			
その他負債			
賞与引当金			
役員賞与引当金			
退職給付引当金			
役員退職慰労引当金			
その他の引当金			
特別法上の引当金			
繰延税金負債			
再評価に係る繰延税金負債			
支払承諾			
……			
負債の部合計			
純資産の部			
資本金			
資本剰余金			
利益剰余金			
自己株式			
その他有価証券評価差額金			
繰延ヘッジ損益			
土地再評価差額金			
……			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例による。

- a この様式の各項の内訳は、自金融機関の財務諸表に基づく貸借対照表（以下この様式において「公表貸借対照表」という。）で使用されている勘定科目名に従うこと。
- b イ欄には、公表貸借対照表の内容を記載すること。
- c 自己資本比率告示第三十二条ただし書に該当し、かつ、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が異なる信用金庫連合会に限り、ロ欄には、自己資本比率告示第二十条の規定により作成した連結財務諸表に基づく連結貸借対照表（以下この様式において「規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表」という。）の内容を、公表貸借対照表の勘定科目に応じて記載すること。それ以外の信用金庫連合会にあっては、ロ欄を記載することを要しない。
- d ロ欄を記載する場合において、規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表に、公表貸借対照表で使用されていない項目があるときは、項を追加し、当該項のイ欄には「-」を記載すること。
- e ハ欄には、この様式と別紙様式第三号との対応関係を示すため、当該様式において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合には、記載することを要しない。）。
- f 公表貸借対照表の勘定科目が別紙様式第三号の項目のいずれに相当するかについての説明については、適宜、付表を作成してこの様式に添付するものとする。付表を用いる場合には、この様式と当該付表との対応関係を示すため、ニ欄を設けた上、相互に共通する任意の番号又は記号を当該付表及びこの様式のニ欄に記載すること。
- g 自己資本比率告示第三十二条ただし書に該当し、かつ、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一である信用金庫連合会にあっては、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一であることを欄外に記載すること。
- h この様式で指定する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- i 当期において公表貸借対照表を作成していない場合には、この様式を記載することを要しない。

(単位：百万円)

CC2：連結貸借対照表の科目と自己資本の構成に関する開示項目の対応関係			
項目	イ	ロ	ハ
	公表 連結貸借対照表	規制上の連結範囲 に基づく連結貸借 対照表	別紙様式第五号を 参照する番号又は 記号
資産の部			
現金預け金			
コールローン及び買入手形			
買現先勘定			
債券貸借取引支払保証金			
買入金銭債権			
特定取引資産			
商品有価証券			
金銭の信託			
有価証券			
貸出金			
外国為替			
その他資産			
有形固定資産			
無形固定資産			
繰延税金資産			
再評価に係る繰延税金資産			
支払承諾見返			
貸倒引当金			
……			
資産の部合計			
負債の部			
預金			
譲渡性預金			
コールマネー及び売渡手形			
売現先勘定			
債券貸借取引受入担保金			
コマーシャル・ペーパー			

特定取引負債			
借入金			
外国為替			
短期社債			
社債			
新株予約権付社債			
信託勘定借			
その他負債			
賞与引当金			
役員賞与引当金			
退職給付引当金			
役員退職慰労引当金			
その他の引当金			
特別法上の引当金			
繰延税金負債			
再評価に係る繰延税金負債			
支払承諾			
……			
負債の部合計			
純資産の部			
資本金			
資本剰余金			
利益剰余金			
自己株式			
その他有価証券評価差額金			
繰延ヘッジ損益			
土地再評価差額金			
……			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例による。

- a この様式の各項の内訳は、自金融機関の連結財務諸表に基づく連結貸借対照表（以下この様式において「公表連結貸借対照表」という。）の勘定科目名に従うこと。
- b イ欄には、公表連結貸借対照表の内容を記載すること。
- c ロ欄には、自己資本比率告示第二十条の規定により作成した連結財務諸表に基づく連結貸借対照表（以下この様式において「規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表」という。）の内容を、公表連結貸借対照表の勘定科目に応じて記載すること。
- d ロ欄に記載する場合において、規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表に、公表連結貸借対照表で使用されていない項目がある場合には、項を追加し、当該項のイ欄には「-」を記載すること。
- e ハ欄には、この様式と別紙様式第五号との対応関係を示すため、当該様式において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合には、記載することを要しない）。
- f 公表連結貸借対照表の勘定項目が別紙様式第五号の項目のいずれに相当するかについての説明については、適宜、付表を作成してこの様式に添付するものとする。付表を用いる場合には、この様式と当該付表との対応関係を示すため、ニ欄を設けた上、相互に共通する任意の番号又は記号を付表及びこの様式のニ欄に記載すること。
- g 会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一である信用金庫連合会にあっては、ロ欄に記載することを要しない。この場合には、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一であることを欄外に記載すること。
- h この様式で指定する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- i 当期において公表連結貸借対照表を作成していない場合には、この様式を記載することを要しない。